

み え 森 と 緑 の 県 民 税

令和 2 年度事業成果報告書

森林づくりを県民みんなの力で



目 次

第 1	みえ森と緑の県民税の創設と制度の見直し	
1	森林、里山、竹林の現状	1
2	災害に強い森林づくりのための税の創設	2
3	みえ森と緑の県民税を活用した施策	3
4	みえ森と緑の県民税のしくみ	4
5	使途の明確化等	5
6	制度の見直し	5
第 2	令和 2 年度事業の実績	
1	令和 2 年度事業の歳入及び歳出	7
	(1) 令和 2 年度事業の歳入（税収等実績）	7
	(2) 令和 2 年度事業の歳出（事業実績）	7
	(3) 令和 2 年度みえ森と緑の県民税事業残余の取扱い	8
2	基本方針及び対策区分別実績額	9
3	県と市町の実施主体別実績額	9
第 3	令和 2 年度事業の実績と評価	
1	県営事業	10
	(1) 災害に強い森林づくり推進事業	10
	① 災害緩衝林整備事業	10
	② 土砂・流木緊急除去事業	12
	(2) 森林情報基盤整備事業	13
	(3) 森を育む人づくり推進事業	15
	① 森を育む人づくりサポート体制整備事業	15
	② 森林環境教育・木育拠点整備事業	17
	③ 森林とふれあう自然公園環境整備事業	18
	(4) 生物多様性推進事業	19
	(5) みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業	20
2	市町交付金事業	21
	(1) みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業	21
	① 流域防災機能強化対策事業	21
	② 森林再生力強化対策事業	22
	(2) みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）事業	24
	(3) みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業	26
3	みえ森と緑の県民税制度運営事業	29
第 4	資料編	
1	令和 2 年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成	30
2	令和 2 年度みえ森と緑の県民税基金事業の内容	31
	2-1 県営事業	31
	2-2 市町交付金事業	42
	2-3 みえ森と緑の県民税制度運営事業	61
3	みえ森と緑の県民税（制度）について（答申）	64
4	みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要	75
5	みえ森と緑の県民税関連条例	78

第1 みえ森と緑の県民税の創設と制度の見直し

1 森林、里山、竹林の現状

※数値は創設時のものです。

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。

しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。

また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなどして、森林の持つ様々な機能が低下しています。また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。



荒廃する森林の実例

左：手入れ（間伐）不足の人工林。

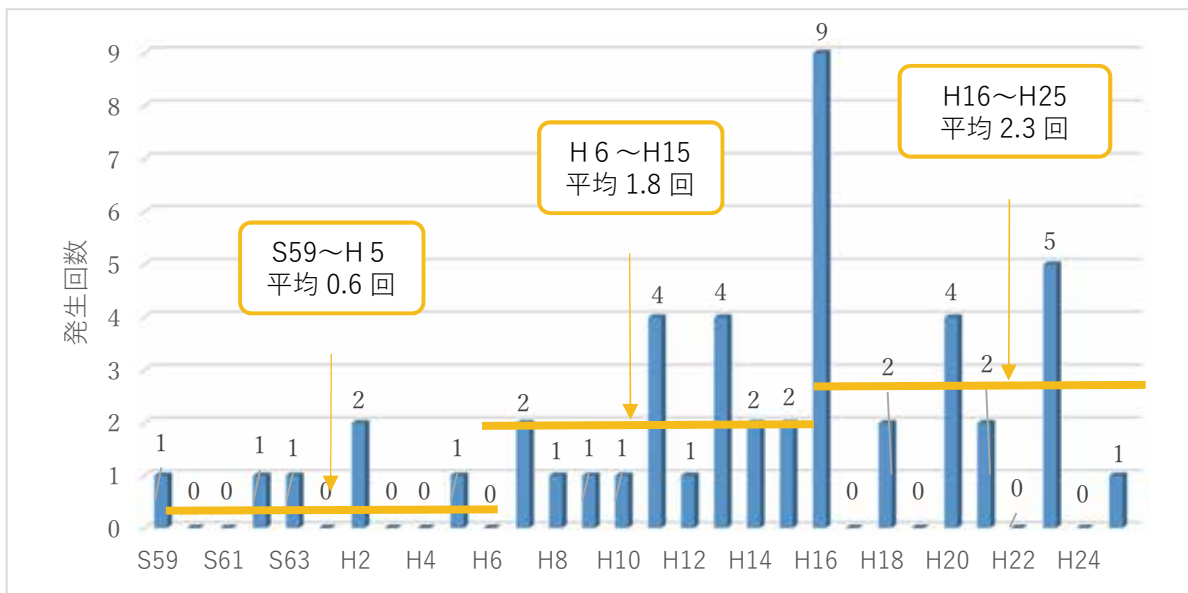
モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中：人家に迫る竹ヤブ。右：ヤブ化した里山。

放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。最近10年間（平成16年から平成25年）の、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数は30年前の10年間（昭和59年から平成5年）に対して約3.8倍に増加しています。



三重県内の1時間降水量80mm以上の年間発生回数(20地点あたり)

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村(現大台町)が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



台風や豪雨による被害の状況

左：山崩れによって民家が被災(H16年9月台風21号：旧宮川村)

中：土石流が発生し、宿泊施設が孤立(H20年9月豪雨：菰野町)

右：橋梁に押し寄せた大量の流木(H23年9月紀伊半島大水害：熊野市)

2 災害に強い森林づくりのための税の創設

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に県民の生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し計画的・持続的な取組が欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民に幅広く負担していただくことが適当と判断し、新たな税を導入することとしました。

3 みえ森と緑の県民税を活用した施策

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要です。このため、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5本の対策に取り組みます。

(1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。

(2) 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育・木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育・木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海をつなぐ意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

4 みえ森と緑の県民税のしくみ

(1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあり、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが市町に求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業（以下、「基金事業」という）を効果的に展開するための役割分担を次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1に重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

(2) みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税（県民税均等割に加算する）																				
納税義務者	<p>【個人】1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】県内に事務所、事業所などを有している法人など</p>																				
税率 (年額)	<p>【個人】1,000円 【法人】均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円） （均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（資本金等の額の区分）</th> <th>均等割額（年額）</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>20,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）	1千万円以下	20,000円	2,000円	1千万円超～1億円以下	50,000円	5,000円	1億円超～10億円以下	130,000円	13,000円	10億円超～50億円以下	540,000円	54,000円	50億円超	800,000円	80,000円
	区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）																		
1千万円以下	20,000円	2,000円																			
1千万円超～1億円以下	50,000円	5,000円																			
1億円超～10億円以下	130,000円	13,000円																			
10億円超～50億円以下	540,000円	54,000円																			
50億円超	800,000円	80,000円																			
徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せして県に申告納付する。</p>																				
課税規模	平年度10億6千万円（初年度8億1千万円）																				

5 使途の明確化等

(1) 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。「みえ森と緑の県民税」は、新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、令和元年度に導入された「森林環境譲与税」とも、目的・使途を明確に区分して活用することとしています。

(2) 制度や使途の周知

県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

このため、県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動に取り組むとともに、その活用成果について、県民の皆様にお伝えします。

(3) 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様公表します。

(4) 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証を行う必要があるため、おおむね5年ごとにみえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直します。

6 制度の見直し

第1期（平成26年度から平成30年度）は、みえ森と緑の県民税制度案（平成25年3月）に基づき、2つの基本方針に伴う5つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできましたが、平成30年度をもって、税導入から5年が経過したことから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、制度を見直し、令和元年度より第2期の取組を実施しています。

【みえ森と緑の県民税制度の継続】

第1期では、基本方針1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となり「土砂や流木を出さない森林づくり」を、市町が主体となり「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成26～30年度には22,119m³の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」を、市町が主体となり「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があり、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとしました。

主な見直し内容（平成31年4月） ※制度見直しの詳細は資料編64ページをご覧ください。

- (1) 災害に強い森林づくりをさらに進めるため、施策を充実・強化
近年の豪雨災害を踏まえると、災害に強い森林づくりをさらに進める必要があることから、県と市町が連携して施策の充実・強化を図ります。
- (2) 県民全体で森林を支える社会づくりの施策を充実
新たに「森と人をつなぐ学びの場づくり」として、森林環境教育・木育が行える場の整備や、多様な主体が森林とふれあう場の創出等に取り組めます。
- (3) 市町交付金制度
市町交付金に、新たに県と市町が連携して取り組む施策のための「連携枠」を設けます。
- (4) 5つの対策の一部を見直し
対策1「土砂や流木を出さない森林づくり」の名称を「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」としました。また、対策4「木の薫る空間づくり」を改め、新たに「森と人をつなぐ学びの場づくり」を設けました。
- (5) 税を活用した事業を行ううえでの3原則の一部見直し
【事業実施の3原則】
原則1 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
原則2 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
原則3 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

第2 令和2年度事業の実績

1 令和2年度事業の歳入及び歳出

(1) 令和2年度事業の歳入（税込等実績）

令和2年度の歳入は、みえ森と緑の県民税の税込 1,110,833 千円と、運用益の 30 千円、平成30年度から繰り越した事業の残余 9,274 千円、令和元年度税込の残余等 147,265 千円及び令和元年度から繰り越した事業の残余 29,635 千円の合計 1,297,037 千円になります。

歳入区分（税込等実績）	計画額（千円）	実績額（千円）	増減（千円）
みえ森と緑の県民税 令和2年度税込	1,087,000	1,110,833	23,833
運用益	31	30	-1
平成30年度から繰り越した事業の残余	9,274	9,274	0
令和元年度税込の残余等	121,023	147,265	26,242
令和元年度から繰り越した事業の残余	0	29,635	29,635
歳入計（A）	1,217,328	1,297,037	79,709

(2) 令和2年度事業の歳出（事業実績）

令和2年度は、みえ森と緑の県民税の税込等の見込額 1,087,000 千円、令和元年度末時点の残余等の見込額 121,023 千円と、平成30年度から令和元年度に繰り越した事業の残余額 9,274 千円の合計 1,217,328 千円のうち、1,111,382 千円を事業費として、基金事業を実施しました。令和元年度の基金事業の実績額は 1,056,937 千円で、計画に比べて 54,445 千円の減となりました。

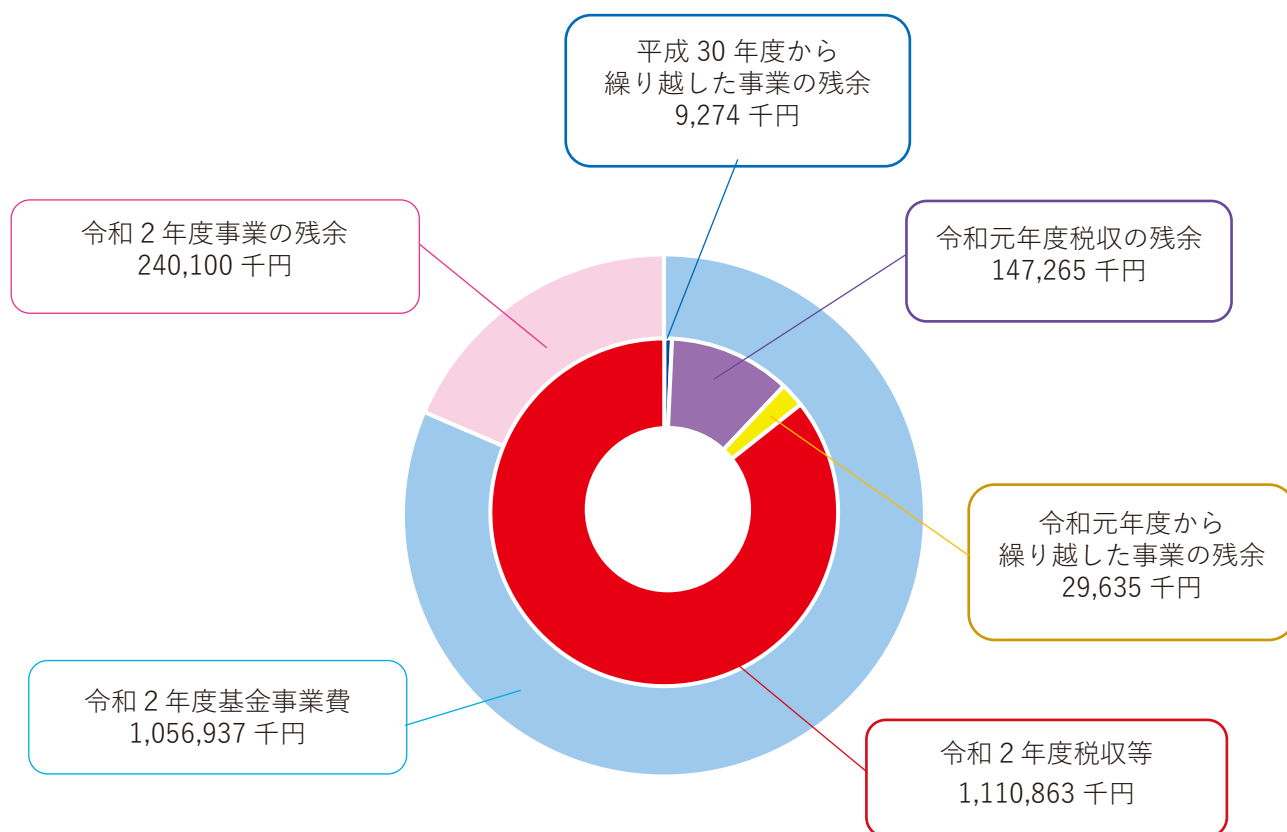
歳出区分（事業実績）	計画額（千円）	実績額（千円）	増減（千円）
災害に強い森林づくり推進事業	380,000	377,048	-2,952
森林情報基盤整備事業	90,243	68,623	-21,620
森を育む人づくり推進事業	95,823	84,353	-11,470
生物多様性推進事業	3,996	3,306	-690
みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業	3,570	2,978	-592
みえ森と緑の県民税市町交付金事業	527,750	512,973	-14,777
みえ森と緑の県民税制度運営事業	10,000	7,657	-2,343
歳出計（B）	1,111,382	1,056,937	-54,445

※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越 144,360 千円を含みます。

(3) 令和2年度みえ森と緑の県民税事業残余の取扱い

令和2年度の歳入の実績から、歳出の実績を除いた240,100千円については、次年度以降の事業に活用します。

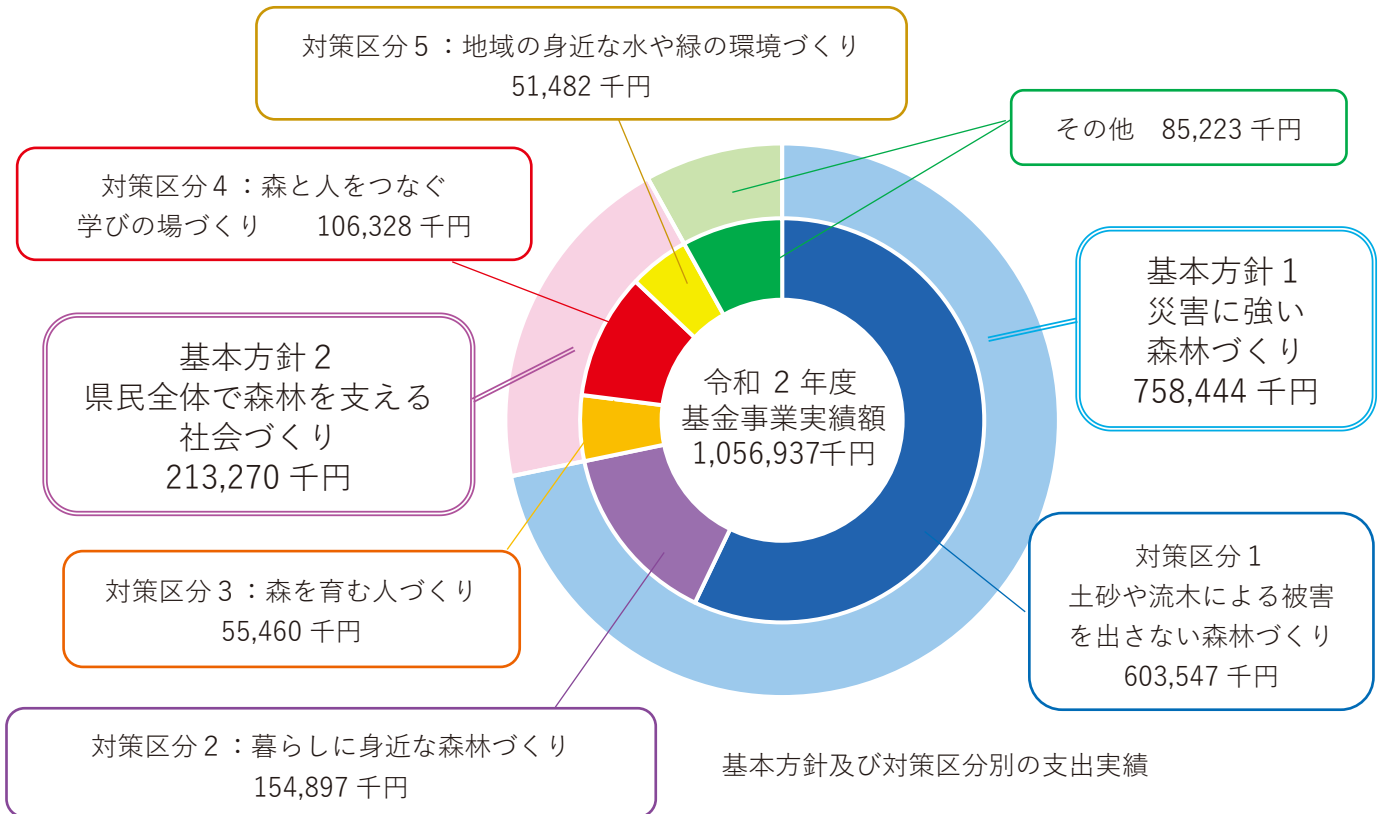
区分	計画額 (千円)	実績額 (千円)	増減 (千円)
令和2年度事業の残余 (A) - (B)	105,946	240,100	134,154



令和2年度みえ森と緑の県民税等の歳入及び歳出の実績

2 基本方針及び対策区分別実績額

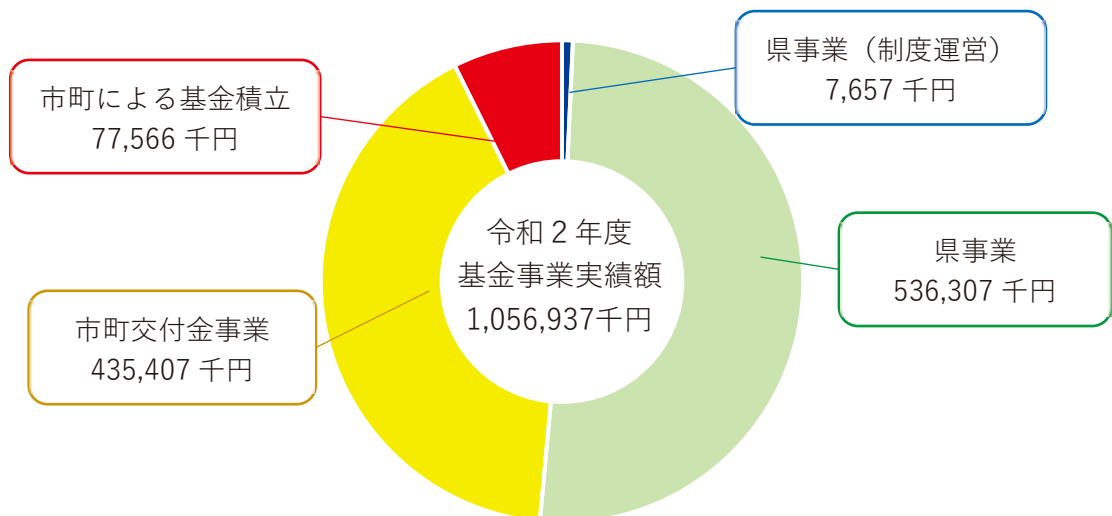
基金事業の実績額を基本方針別、対策区分別にみると、次のとおりです。



3 県と市町の実施主体別実績額

事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を県が、地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を市町が実施しました。

それぞれの実施主体による実績額は次のとおりです。



県と市町の実施主体別の支出実績

第3 令和2年度事業の実績と評価

1 県営事業

(1) 災害に強い森林づくり推進事業

① 災害緩衝林整備事業〔継続〕【事業費：322,760千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

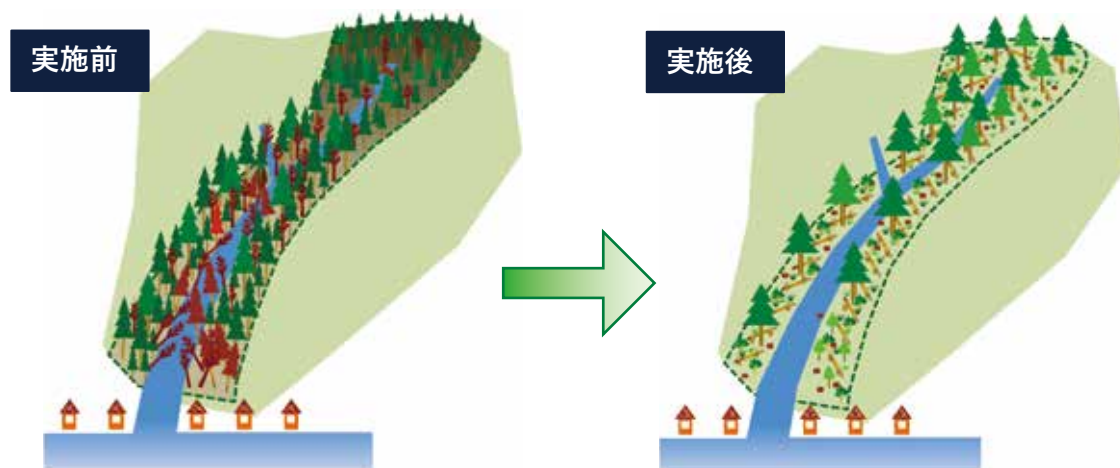
事業の目的：流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの森林等において、流木や土砂の流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備を行います。また、それらの事業投入による効果を明らかにするために、科学的な視点での研究・調査を実施します。

事業の内容：流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの森林において、流木や土砂の流出に対して緩衝効果を発揮する一定幅の森林について調整伐等を実施し、緩衝機能を高める森林整備を行いました。

ア) 事業実施

- 溪流内の倒木や枯損木、根の浮き上がった木、劣勢木等、流木の発生源となる危険木の伐採
- 溪流沿いの立木における調整伐
- 伐採木の山腹斜面での土砂止め等への利用、又は林外への搬出

イ) 事業の効果検証にかかる調査・研究（林業研究所及び大学との共同研究）



災害緩衝林整備事業イメージ

事業の実施状況

実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
30箇所（13市町）	2,425.7 m ³	117.7ha



災害緩衝林整備事業実施状況
溪流部の対策（亀山市柚ノ木）



災害緩衝林整備事業実施状況
溪岸部の対策（紀北町柚原）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>本事業により、台風や集中豪雨による溪流からの土砂や流木の発生が抑制され、災害の発生を軽減する効果が期待できることが継続的な検証研究からも認められ評価できる。</p> <p>一方、日本各地で豪雨被害が発生している中、幸い本県では大きな被害にはなっていないが、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、引き続き本事業と併せて、治山ダムを設置等他の取組とも連携して、人的被害を最小限に抑える取組をさらに進められたい。</p>			

② 土砂・流木緊急除去事業〔継続〕【事業費：54,288 千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

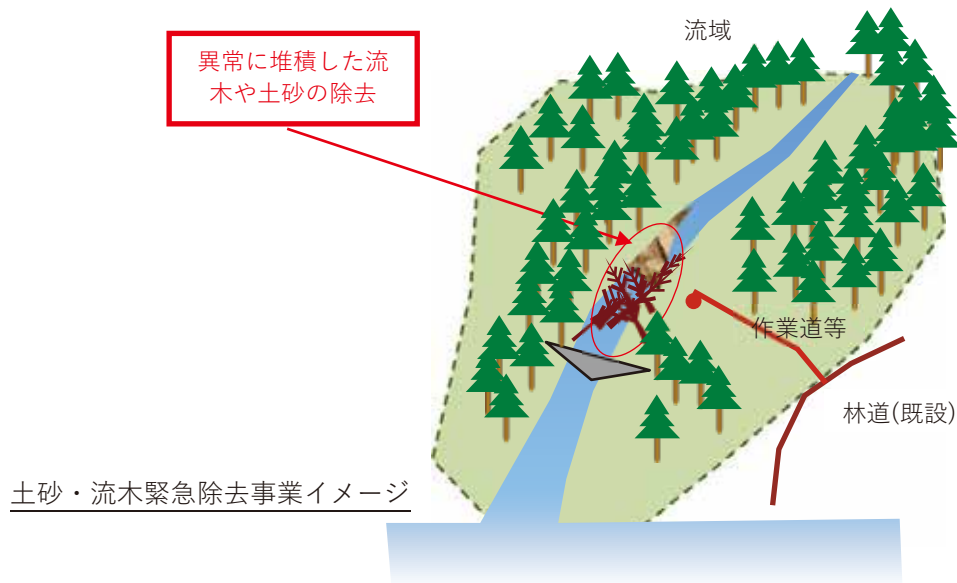
対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的：荒廃した溪流内や治山施設において、台風や集中豪雨によって流出し下流の人家等に被害を与える恐れのある異常に堆積した流木や土砂等の除去を行います。

事業の内容：溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木について、搬出・除去を行いました。

ア) 溪流内や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木等の搬出・処理

イ) 必要に応じて簡易施設、土砂場等の設置



事業の実施状況

実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
4箇所（4市町）	8,210.0 m ³	104.2 m ³

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>既設の治山施設等の機能を維持するうえで大変有効な事業だと考えられ、下流域の住民等の危機管理の点から優先すべき箇所を選定して対応することで、今後も豪雨時の被害を軽減させることが期待できる。</p> <p>また、県庁舎等で積極的に事業の周知活動を行うなど、情報発信にも取り組まれていることは評価できる。</p>			

(2) 森林情報基盤整備事業〔継続〕【事業費：68,623 千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的：航空レーザ測量を実施して、詳細な森林資源情報を把握することで、効率的な森林管理を促進するとともに、精度の高い3次元地形データを取得して、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することで、災害に強い森林づくりを効果的に進めます。

また、航空レーザ測量によって把握できる尾根、谷等の詳細な地形や林相界等の情報を森林クラウドにより市町と共有することで、市町による森林の適正な管理の実行につなげます。

事業の内容：航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析により、早急に整備が必要な森林の抽出等を行います。また、三重県 HP 等を活用して情報発信を行いました。

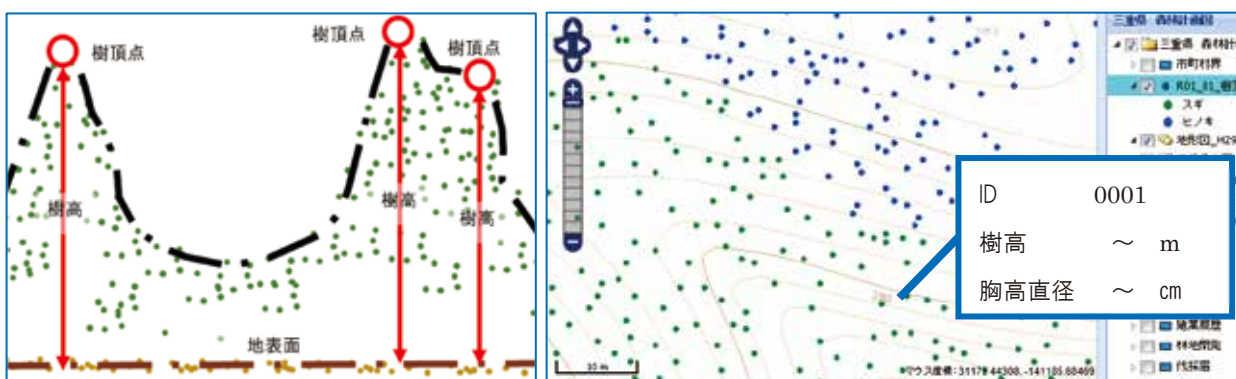
ア) 航空レーザ測量（レーザ照射点密度4点/m²）により、三次元計測データ、グリッドデータ、写真地図データ及び等高線データ等作成

イ) 森林資源解析により、林相区分データや、単木解析及び林分解析（平均胸高直径、平均樹高、平均形状比、立木本数密度、収量比数等）データ作成

ウ) 成果品：森林 GIS の主題図として、傾斜区分図、立体地形表現図、森林資源解析図作成

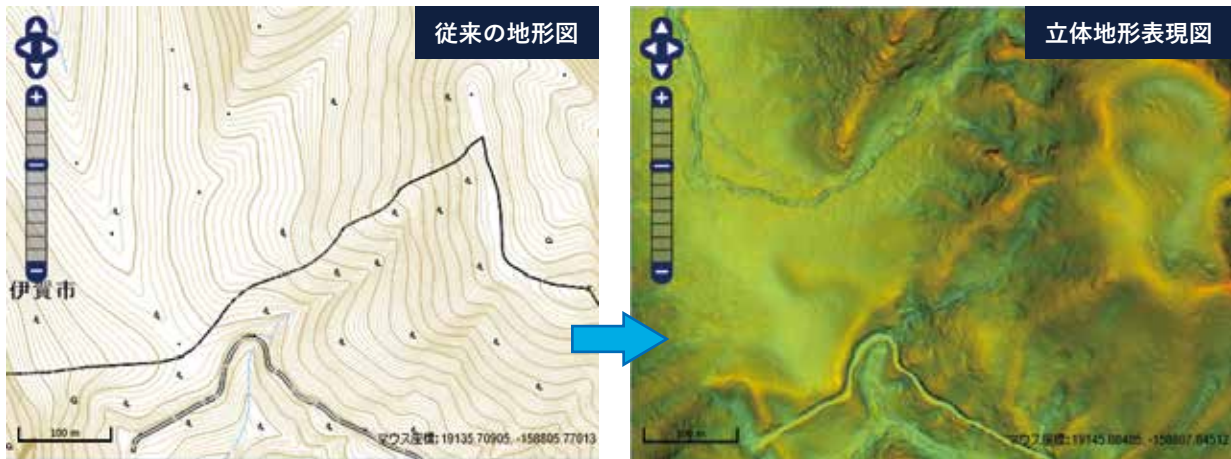
事業の実施状況

区分	実施面積	備考
航空レーザ測量及び解析	27,205 ha	亀山市、鈴鹿市、度会町
解析のみ（先行測量分）	28,160 ha	大台町、尾鷲市、紀北町

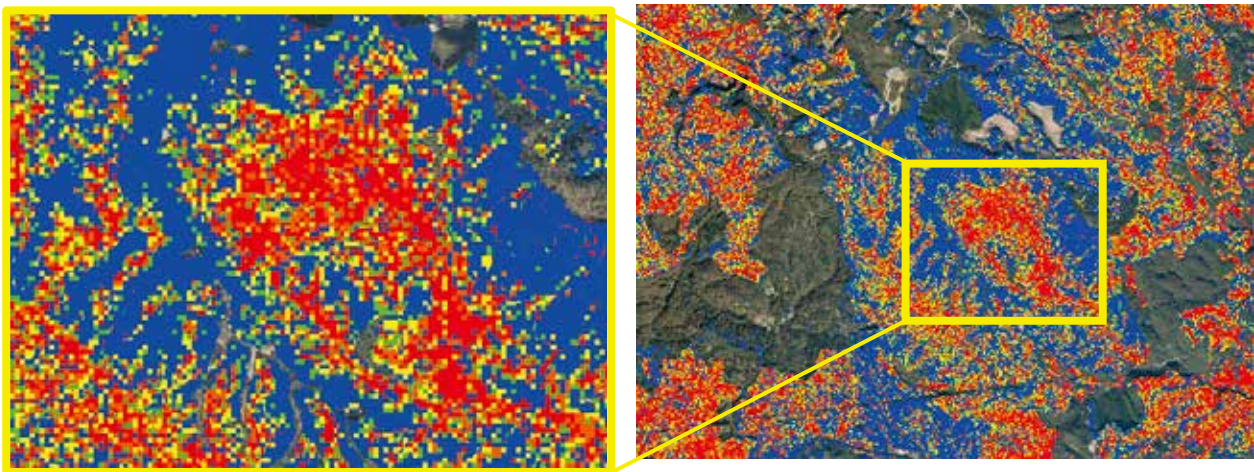


航空レーザ測量による樹頂点の抽出イメージ

樹頂点の位置を抽出し、単木情報（樹高や本数、太さ、単木材積）を推定し記録することができます。



航空レーザ測量成果の一例 立体地形表現図
従来の地形図よりも詳細な地形情報が取得できます。



航空レーザ測量成果の一例 相対幹距比

単木情報を林分単位（10m×10m）に集約し、森林の状態を可視化することで、森林整備の優先順位を決定するために活用できます。

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>森林資源情報の整備は「災害に強い森林づくり」を推進するためにも重要な事業と考えられ、収集したデータから把握した森林資源情報を分析し、早急に市町とも共有し、どのように活用するかを検討が必要である。</p> <p>一方、森林資源情報に関する技術の進歩は著しいため、森林情報の取り扱いについての方針を明確化することで、森林行政全体で森林情報を総合的に活用しながら、森林施策を進められたい。</p>			

(3) 森を育む人づくり推進事業

① 森を育む人づくりサポート体制整備事業〔継続〕

【事業費：31,019 千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分3：森を育む人づくり

事業の目的：「県民全体で森林を支える社会づくり」に資する取組として「森を育む人づくり」を進めるため、森林教育や森づくり活動に取り組みやすい環境を整備し、みえ森と緑の県民税等により地域や学校等で行われる当該取組を支援します。

事業の内容：みえ森と緑の県民税市町交付金事業等により学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、指導者育成を行うほか、広域的・総合的なサポートを行いました。

ア) みえ森づくりサポートセンターの運営

森林教育や森づくり活動にかかる総合窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、森林教育指導者の育成を行ったほか、きめ細かい各種相談対応など、広域的・総合的なサポートを行いました。

みえ森づくりサポートセンターの実施状況

区 分	実施回数	述べ参加人数等	備 考
指導者養成講座	9 回	136 人	
学校教職員森林環境教育研修	1 回	6 人	
出前授業	16 回 (7 市町)	小学校 12 校 中学校 3 校	内、小学校 1 校で 2 回実施
森の学校	22 回 (8 市町)	544 人	内、2 回はオンラインによる実施



指導者養成講座

「森林環境教育指導者養成講座（技術編）」
自然観察を通じ自然と人を結ぶインタープリテーションの手法を学習、実践しました。



指導者養成講座

「LEAF ローカルインストラクター研修」
多層的に森林の役割を学ぶ LEAF のプログラムを学習、実践しました。



森の学校 in イオンモール東員
(組子のコースターづくり)

新型コロナウイルス感染症対策のため、飛沫防止パネルを設置して実施しました。



森の学校オンライン教室
(竹で水てっぽうを作ろう)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、オンライン教室を開催しました。

イ) 森林教育体制整備

小学5年生の社会科教科書に対応した副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」を県内小学5年生に配布しました。

一方、例年12月に開催している「みえ子ども森の学びサミット」は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止しました。



小学5年生に配布した
「三重の森林とわたしたちの暮らし」

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>本事業は、みえ森づくりサポートセンターを中心に実施されている様々な講座や体験活動を通じて、森林で活躍する人に限らず、木材などの森の恵みを暮らしに取り入れる消費者や、森と人とのかかわりについて伝える指導者など、様々な形で森とかかわる人を育てることで、「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する重要な事業と考えられる。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、必要な対策を講じたうえで事業が実施された点は評価できる。</p>			

② 森林環境教育・木育拠点整備事業〔継続〕【事業費：47,130千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり

事業の目的：みえ森林教育を推進するため、森林教育の活動フィールドの整備や、県有施設等を改修し木製遊具の常設を行うなど、多くの県民がいつでも森林教育を体験できる場づくりを行います。

事業の内容：県内の既存施設に木製遊具を常設した体験施設を新たに整備しました。今後、これら施設を森林教育指導者の活躍の場として活用するなど、ソフト面でも充実を図ります。

事業の実施状況

実施内容	数量	備考
三重県民の森自然学習展示館 改修工事	一式	内装の木質化 大型木製遊具等設置



木質化した内装の様子



木製大型遊具の設置状況

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価 ・ 提言	<p>多くの利用者が木に触れることができる常設施設の整備は、森林教育を推進するうえで有効である。</p> <p>整備した施設は効果的に活用することで事業目的が達成されるため、その効果的な活用計画を策定するとともに、事業目的に対する事業効果の達成度を評価する工夫が必要と考える。</p> <p>今後、民間施設や市町とも連携し、様々な場面・場所で森林教育が体験できる拠点の整備を推進されたい。</p>			

③ 森林とふれあう自然公園環境整備事業〔継続〕【事業費：6,204 千円】

基本方針 2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分 5：地域の身近な水や緑の環境づくり

事業の目的：県民が森林や緑と親しむ機会を創生するため、地域の NPO や団体、市町等と連携して、身近な自然公園の園地や歩道等を活用した森林教育イベントやガイドツアー等の取組を推進するとともに、活動のフィールドとなる園地や歩道等の施設の安全確認や改修などを行います。

事業の内容：地域の NPO や団体、市町等が連携し自然公園の園地や自然歩道等を活用して実施する森林教育イベントやガイドツアー等を行いました。

また、そのフィールドとなる自然公園の園地や自然歩道等において、活用されている施設の安全確認を行い、安全・安心に利用できるように標識や説明看板の設置、歩道の階段や転落防止柵の改修などを行いました。

事業の実施状況

区 分	実施回数	参加人数	備 考
自然観察ツアー	10 回	136 人	
森林教育イベント	2 回	45 人	



自然観察ツアー
ツアーガイドから説明を聞く様子



森林教育イベント「親子で大工体験」
参加者によるウッドデッキ作成の様子

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評 価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評 価 ・ 提 言	<p>本事業で実施されている自然観察ツアーや森林教育イベントは、森林教育を推進していくうえで効果的であると同時に、参加者が楽しみながら施設整備作業に参加できることから、有効な事業であると考えられる。</p> <p>多くの県民の参加を促すため、地域の NPO や団体、市町との連携に加え、事業規模や実施方法、募集方法について工夫されたい。</p>			

(4) 生物多様性推進事業〔継続〕【事業費：3,306 千円】

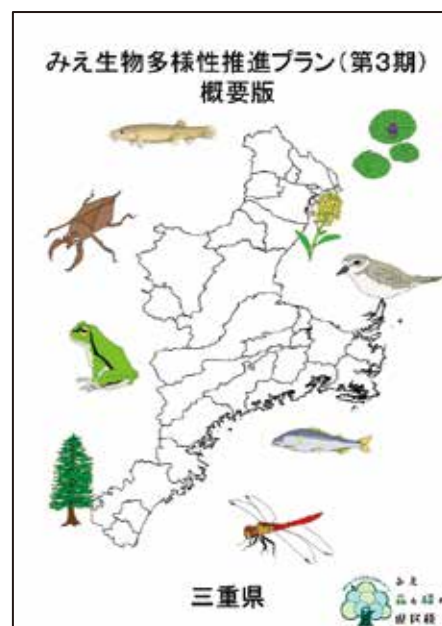
基本方針 2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分 5：地域の身近な水や緑の環境づくり

事業の目的：県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、自然環境保全活動に取り組む団体を増やし、また、県民・事業者・行政などの様々な主体による自然環境保全活動や生物多様性の重要性に関する普及啓発に取り組むなど、生態系ネットワークの形成を促進し、森林生態系などの生物多様性の保全を図り、地域の身近な水や緑の環境づくりを進めます。

事業の内容：自然環境保全活動団体の活動状況を調査するとともに、団体の活動に対して、必要に応じて、アドバイザーの派遣等を行い、持続的な活動を促進しました。

また、開発と自然環境との調和を図るため、自然環境保全上重要な地域について明確化するとともに、生物多様性推進施策に必要な情報を収集し、広く県民や事業者等へ情報提供しました。



みえ生物多様性推進プラン
(第3期) 概要版

事業の実施状況

区 分	数 量	備 考
みえ生物多様性推進プラン概要版作成	1 式	県ホームページに掲載
生物多様性保全活動団体状況調査	109 団体	承諾のとれた 33 団体について 県ホームページに掲載
希少野生動植物種ゾーニングマップ作成	対象種 1 種	ヒメタイコウチ

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評 価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評 価 ・ 提 言	<p>生物多様性の保全は、県民の生活環境に影響するため公益性が認められるほか、希少野生動植物等の生息地の明確化や生息状況を調査することは、開発行為と自然環境との調和を図るためにも有効であり、持続的な活動を展開されたい。</p> <p>一方、調査結果や成果について広く周知するなど、生物多様性を保全することの重要性について伝える工夫をされたい。</p>			

(5) みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業〔継続〕

【事業費：2,978 千円】

基本方針 2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分 3：森を育む人づくり

事業の目的：子どもたちの健全な心身の育成と森林・林業に関する職業意識の醸成を図るため、野外体験指導者等と連携して令和元年度に作成したプログラムに基づく自然環境キャンプを実施します。

事業の内容：令和元年度において、県内にある自然体験施設や指導者等と連携し、森林をフィールドとして子どもたちが友達と一緒に遊びながら主体的に学ぶプログラムの作成および試行実施を行いました。

令和2年度はこのプログラムを使った自然環境キャンプをモニター実施するとともに、検証を行うための協議会の設置・運営を行いました。

事業の実施状況

区 分	実施回数	参加人数	備 考
自然環境キャンプ	5 回・20 日間	延べ 50 人	自然環境キャンププログラムモニター実施



自然環境キャンプ

自分たちが計画した、夢のたき火料理づくりに子どもたちだけで挑戦している様子



自然環境キャンプ

頑張ったことや上手にできなかったことを振り返り、改善点をまとめている様子

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評 価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評 価 ・ 提 言	<p>子どもの主体性を重視した有効な体験プログラムであり、意欲的に進められており評価できる。</p> <p>昨年度に引き続き、募集人数を上回る多くの参加申し込みがあり、県民の関心の高まりが確認できた。今後は、より多くの子どもたちがこのような主体性を育む体験事業に参加できるよう、さらに効果的な仕組みについて検討されたい。</p>			

2 市町交付金事業

(1) みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業

① 流域防災機能強化対策事業〔継続〕【事業費：133,304千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的：流域の防災機能を強化する面的な森林整備や獣害対策などの課題に県と市町が連携して取り組むため、みえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠)を市町に交付します。

事業の内容：人家等の保全対象から概ね2km以内の溪流沿いの森林であって、適正な管理がされておらず、流木や土砂の流出により下流に被害を及ぼす恐れがある森林を対象に、市町が、森林所有者と当該森林の管理及び施業方法等について定めた協定を締結したうえで、間伐等の森林整備を実施しました。

ア) 間伐等（災害緩衝林一体型）

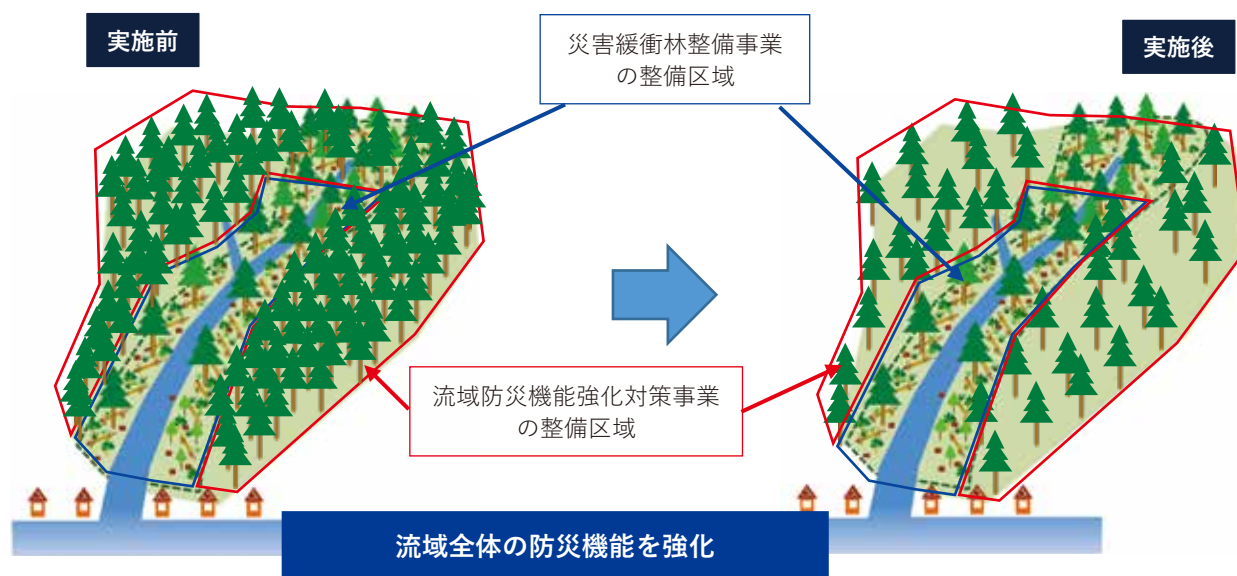
みえ森と緑の県民税を活用して県が実施する災害緩衝林整備事業の整備範囲の森林と一体的に整備することで、防災機能をより強化することができる森林を整備しました。

イ) 間伐等（環境林・特定水源地域）

県ゾーニングが環境林、または三重県水源地域の保全に関する条例に規定する特定水源地域として指定されている森林を整備しました。

事業の実施状況

実施市町数	整備面積	備考
13市町	271.5ha	津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、大紀町、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町



流域防災機能強化対策事業における整備のイメージ



根系や下層植生の発達を促す森林整備の施工状況（熊野市）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価 ・ 提言	<p>本事業は、「災害緩衝林整備事業」と一体的に取り組むことで、その周辺の山林を面的に整備し、土砂の流出防止や根系の発達による減災効果も期待でき評価できる。</p> <p>一方、深層崩壊などが発生した場合は、森林管理の状況に関わらず大きな被害を及ぼす可能性が考えられるため、引き続き治山事業や森林情報基盤整備事業などの取組と連携した「災害に強い森林づくり」に取り組まれない。</p>			

② 森林再生力強化対策事業〔継続〕【事業費：14,595 千円】

基本方針 1：災害に強い森林づくり

対策区分 1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的：流域の防災機能を強化する面的な森林整備や獣害対策などの課題に県と市町が連携して取り組むため、みえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠)を市町に交付します。

事業の内容：

ア) 獣害防止施設等整備

森林所有者等が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内で、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生獣による森林被害の防止、野生獣の移動の制御等を図るための獣害防止施設等の整備に対して市町が支援しました。

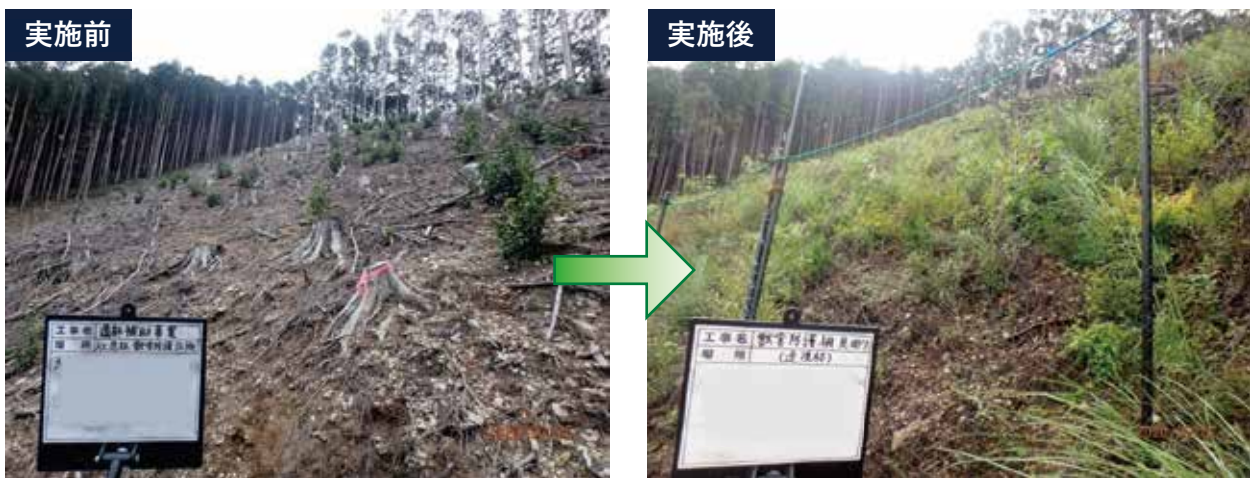
- 植栽タイプ：伐採跡地等において、植栽とあわせて行う獣害防止施設等の整備
- 天然更新・更新補助タイプ：「植栽タイプ」の事業区域と隣接し、林業経営に適さないことから天然更新等を図る伐採跡地等において行う獣害防止施設等の整備
- 獣害防止施設等補修：豪雨等で破損した既設の獣害防止施設等の補修

イ) ニホンジカの捕獲等

市町が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内において、ニホンジカの生息密度を適正な範囲に誘導していくため、獣害防止施設等の整備箇所周辺で、ICT 等の新たな技術を用いた捕獲をモデル的に実施し、効果検証に取り組みます。

事業の実施状況

区 分	事業量	備 考
獣害防止施設等整備	23,137m	津市、松阪市、大台町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市



獣害防止施設の設置状況（大紀町）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評 価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評 価 ・ 提 言	<p>甚大な獣害被害により、再生林が森林所有者の大きな負担となっている中、獣害防止施設の整備を支援する本事業は、森林資源の持続や、森林の持つ多面的機能を発揮させるためにも有効である。</p> <p>また、ニホンジカの捕獲の効果検証についても適宜取り組むとともに、他の獣害事業との連携やドローン等の新技術などとの組み合わせについても検討されたい。</p>			

(2) みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）事業

災害からライフラインを守る事前伐採事業〔新規〕

【事業費：8,923 千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分2：暮らしに身近な森林づくり

事業の目的：台風などの倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採に取り組む市町に対して、みえ森と緑の県民税市町交付金(防災枠)を交付します。

事業の内容：台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採に、電力会社等と連携して取り組む市町に対して支援しました。

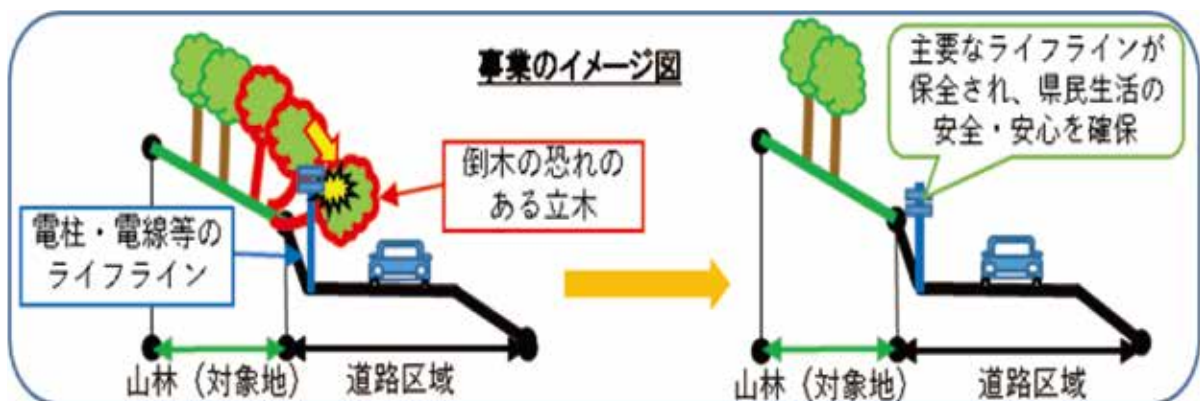
ア) 負担割合：ライフライン事業者 1/2、市町 1/4、県 1/4

イ) 事業の対象

- 伐採調査：事業の対象となる箇所において、伐採施工前に実施する、施工範囲などの現地調査や、伐採対象木の所有者の確定及び承諾交渉。また、図面及び設計根拠資料の作成等
- 伐採施工：事業の対象となる箇所における、配電線などのライフラインを寸断する恐れのある樹木や枝葉の伐採や集積等

事業の実施状況

区分	数量	備考
実施市町数	6市町	四日市市、菟野町、津市、松阪市、大台町、名張市
伐採本数	2,285本	





実施前



実施後

ライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採の状況（名張市）



事前伐採の施工中の状況（大台町）



事前伐採の施工中の状況（松阪市）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	<p>台風等の影響により電線等のライフラインを寸断する恐れのある樹木を事前に伐採する本事業は、県民の命を守る上で重要であり、地域住民にとって有益であると同時に、市町等関係者にとっても有効と考えられ評価できる。</p> <p>なお、現場の状況に応じて伐採方法を工夫するなど、山地災害が発生する恐れがないよう引き続き留意されたい。</p>			

(3) みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業〔継続〕

【事業費：362,168 千円（内、基金活用額 6,017 千円）】

基本方針：1、2

対策区分：1、2、3、4、5

事業の目的：森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となる市町が、市町交付金を活用することで、地域の実情に応じて創意工夫して森林づくり等の施策を展開します。

事業の内容：1 市町当たり 500 万円の均等配分に加えて、森林面積や人口を算定基礎として算定する「基本枠交付金」と、平成 30 年 2 月刊行森林・林業統計書に記載されている森林面積が 100ha 未満または森林率が 10%未満である市町からの事業計画申請に基づいて「加算枠交付金」を交付しました。なお、加算枠交付金の 5 年間の累計申請上限額は、1,000 万円です。

交付の対象とする事業は、事業実施の 3 原則を満たしたうえで、2 つの基本方針及び 5 つの対策に沿った事業としますが、森林環境譲与税と同一の事業には充当できません。また、次の見直しまでの期間に市町交付金事業の財源に充てるための基金の積立も交付の対象とします。

事業の実施状況

区 分	市町数	事業数	事業費	備 考
対策区分 1	3 町	3 事業	9,978 千円	
対策区分 2	23 市町	39 事業	146,755 千円	内、基金活用額 782 千円
対策区分 3	14 市町	24 事業	21,464 千円	
対策区分 4	14 市町	24 事業	59,197 千円	
対策区分 5	12 市町	17 事業	47,208 千円	内、基金活用額 5,235 千円
基金積立	20 市町	20 事業	77,566 千円	



対策区分 1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり
河川周辺森林立枯木整備事業（紀北町）



対策区分2：暮らしに身近な森林づくり

里山再生・竹林整備推進事業（桑名市）

生活環境林整備事業（紀宝町）



対策区分3：森を育む人づくり

森林環境教育事業（あさひ竹プロジェクト）
（朝日町）

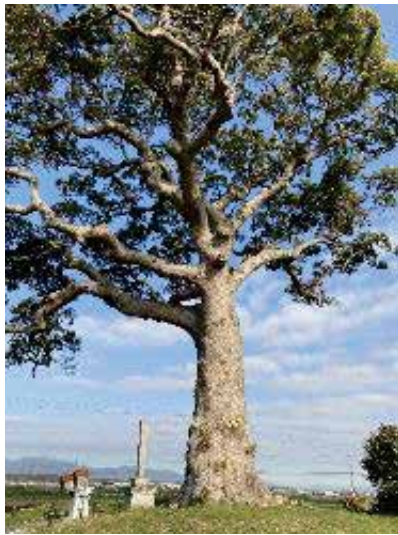
森と緑ふれあい事業（志摩市）



対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり

みなと小学校家具製作事業（伊勢市）

県産材に親しむことができる木育推進事業
（名張市）



対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり

緑と人を育む長太の大楠再生プロジェクト
(鈴鹿市)

森林公園等環境活用整備事業（名張市）



市町による県民税の周知取組状況

庁舎玄関における事業を紹介した掲示
(度会町)

熊野市文化交流センターにおけるパネル展示
(熊野市)

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価 ・ 提言	<p>各市町が特色を生かした事業を展開しており、事業内容も年数を重ねて充実しつつあり、評価できる。</p> <p>多くの市町で報告書の記載内容が改善されたが、一部、報告内容が十分でないものも見受けられたため、引き続きわかりやすい記述に務められたい。</p> <p>本県民税を活用した事業を行ううえでの3原則の内容や各市町の基本方針を踏まえ、事業計画の検討段階から県が市町を積極的に支援されたい。</p>			

3 みえ森と緑の県民税制度運営事業〔継続〕【事業費：7,657千円】

基本方針 : -

対策区分 : -

事業の目的：「みえ森と緑の県民税」の制度が円滑に運営されるよう、県民への周知、みえ森と緑の県民税評価委員会の運営等を行います。

事業の内容：みえ森と緑の県民税を活用した事業結果等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」を運営したほか、鉄道主要駅でのポスター掲出や、映画館でのシネアドなど税制度の周知活動を行いました。

事業の実施状況

区 分	回数	備 考
みえ森と緑の県民税評価委員会	3回	7月13日、8月27日、2月8日



第3回みえ森と緑の県民税評価委員会
感染症対策のためウェブ会議システムを
活用して開催



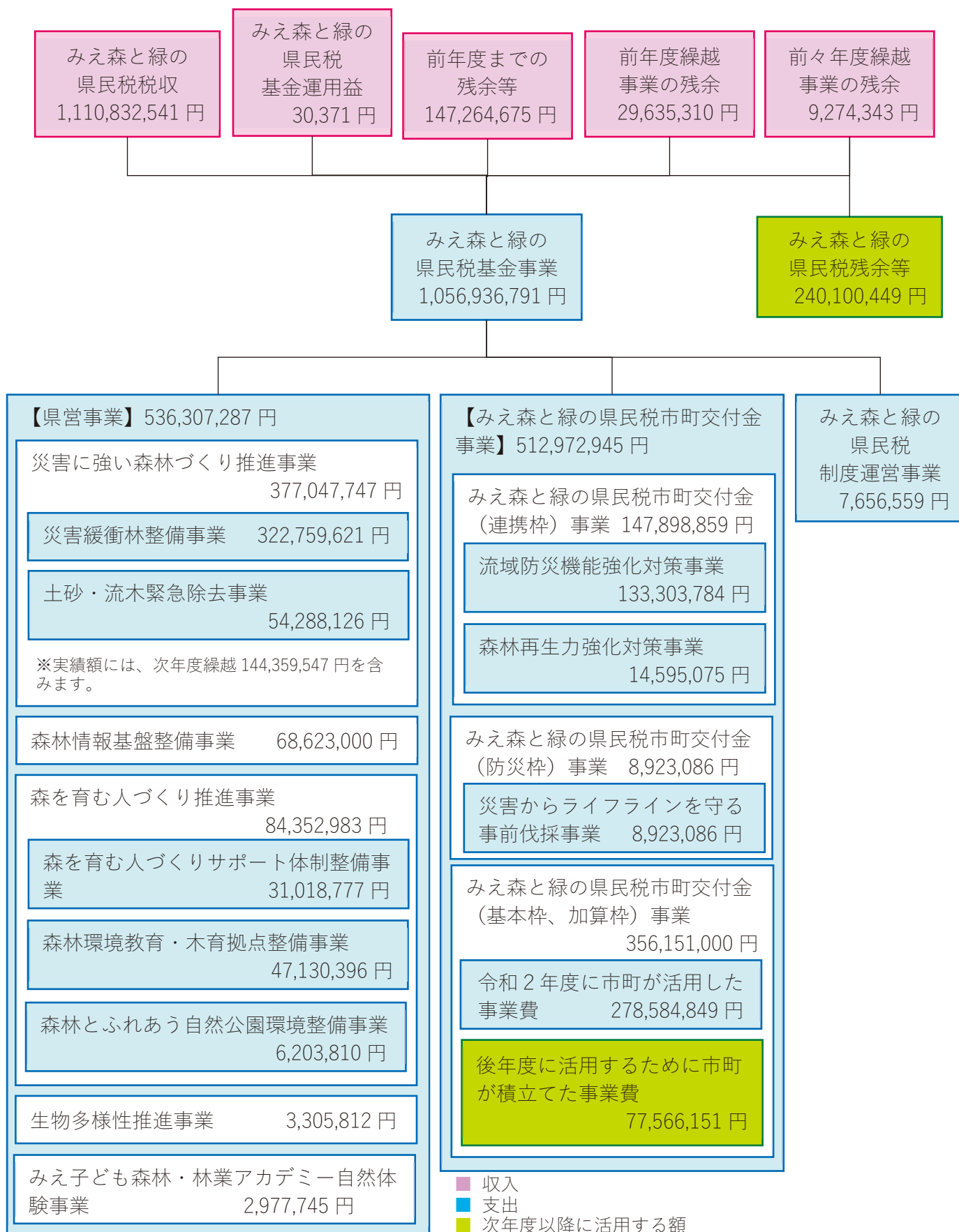
近鉄鳥羽駅における啓発ポスター掲出

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評 価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評 価 ・ 提 言	<p>みえ森と緑の県民税が導入されてから8年が経つが、認知度を高め、本県民税の意義と必要性について県民の理解を深めるための周知活動をさらに効果的に進めていく必要がある。</p> <p>また、本評価委員会による事業評価をより効率的に行うため、定期的に本県民税の趣旨や制度について評価委員間及び事務局とで情報共有する場を設けるとともに、評価委員会の運営方法について工夫されたい。</p> <p>なお、本評価委員会においてこれまでに協議した内容など、記録として蓄積し、有効に活用されたい。</p>			

第4 資料編

1 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成



2 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の内容

2-1 県営事業

(1) 災害に強い森林づくり推進事業

① 災害緩衝林整備事業の実績

市町	大字等	地区名	危険木等除去体積 (m3)	調整伐面積(ha)
鈴鹿市	西庄内町	池ノ谷	9.0	5.50
亀山市	加太向井	柚ノ木	88.0	4.98
亀山市	加太梶ヶ坂	虻谷	94.0	3.57
津市	白山町福田山	附田	238.0	1.60
津市	美杉町下之川	大谷	246.0	1.90
津市	白山町小杉	樋ノ口	179.5	0.00
松阪市	小片野町	井口	54.0	0.63
松阪市	後山町	下ノ古城	15.0	1.37
松阪市	飯南町横野	長谷	54.0	1.27
松阪市	飯南町上仁柿	平谷	65.0	1.43
松阪市	飯南町上仁柿	平谷2	33.0	3.32
多気町	長谷	柿木谷	57.0	0.77
多気町	神坂	門田	66.0	0.00
多気町	長谷	柿木谷2	44.0	1.40
大台町	唐櫃	横谷	159.0	2.48
南伊勢町	伊勢路	セトダニ	16.5	6.30
大紀町	大内山	今瀬谷	0.9	5.74
大紀町	大内山	錦谷	2.5	3.94
伊賀市	上阿波	奥那須ヶ原	205.8	5.62
伊賀市	奥馬野	下馬野	22.8	2.45
伊賀市	島ヶ原	観節	28.6	7.53
伊賀市	高尾	奥出	58.0	35.53
尾鷲市	早田町	矢瀬	76.0	1.54
尾鷲市	南浦	小原野奥石谷	0.1	1.04
尾鷲市	三木里町	定山	107.0	1.39
紀北町	島原	柚原	34.0	3.10
熊野市	井戸町	鷲ノ谷	208.0	5.31
熊野市	紀和町矢ノ川	後地	215.0	5.54
紀宝町	高岡	蛇崩	27.0	0.48
紀宝町	鮎田	茶木原	22.0	1.96
合計	13市町	30箇所	2,425.7	117.7

※実績数量は、令和3年3月31日現在のものです。四捨五入の関係で、合計が合わない場合もあります。

② 土砂・流木緊急除去事業の実績

市町	大字等	地区名	土砂除去体積 (m³)	流木撤去体積(m³)
松阪市	飯高町舟戸	大崩	1,072.0	0.0
大台町	桧原	東又谷	7,050.0	0.0
名張市	青蓮寺	青蓮寺山	0.0	104.0
紀北町	島勝浦	中熊	88.0	0.19
合計	4市町	4箇所	8,210.0	104.20

※実績数量は、令和3年3月31日現在のものです。四捨五入の関係で、合計が合わない場合もあります。

令和2年度 災害に強い森林づくり推進事業
効果検証にかかる調査・研究事業 (林業研究所)

事業目的と検証事項

□ 山腹部・・・調整伐による立木の成長の促進、
斜面安定効果及び土砂流亡抑制効果発揮に対して

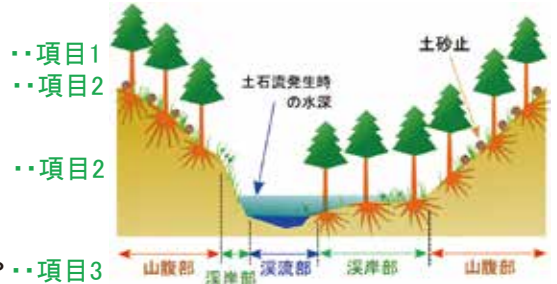
効果検証が必要な事項 ・斜面安定効果、土砂流亡抑制効果は発揮できるか？
・立木の成長は促進されるか？

□ 溪岸部・・・調整伐による立木の成長の促進に対して

効果検証が必要な事項 ・立木の成長は促進されるか？

□ 深流部・・・危険木除去による流木発生抑制効果に対して

効果検証が必要な事項 ・流木発生抑制効果は持続しているか？・・・項目3



効果検証にかかる調査・研究

項目1 樹木根系による斜面安定効果調査

根系発達による斜面安定効果を検証するために

- ① 根系分布調査、根引き抜き試験により、表層崩壊防止力を把握
- ② 土砂流亡量調査で、土砂流亡抑制効果の持続期間を把握



調整伐と伐倒木を利用した土砂止の設置



根引き抜き試験



根系分布調査

土砂流亡量調査

根引き抜き試験及び根系分布調査の実施、土砂流亡量の継続調査

項目2 UAV(ドローン)を用いた森林モニタリング調査

成長促進効果を検証するために

UAV空撮画像の解析により事業実施箇所の森林状況の変化を把握



調整伐実施後の状態変化を調査



項目3 整備森林における危険木発生状況調査

危険木除去による流木発生抑制効果を検証するために

危険木を除去した溪流での流木等危険木発生状況を把握



整備前



危険木除去



整備後



現状？

項目1 樹木根系による斜面安定効果調査 (R1~5)

目的

- ①根系による表層崩壊防止力の把握・・・山腹部における調整伐実施による斜面安定効果(樹木根系の支持機能向上)を明らかにする。
- ②土砂流出量の継続調査・・・調整伐実施、土砂止設置による土砂流出抑制効果の持続期間を明らかにする。

方法

- ①根引き抜き試験と根系分布調査から根系による表層崩壊防止力を明らかにし、調整伐実施地と未実施地との比較検証を行う。
- ②平成27~29年度に土砂流出量観測を行った試験地の一部で土砂流出量の継続観測を行い、土砂流出抑制効果の持続期間を検証する。三重大学との共同研究で実施する。

これまでに実施した内容

- ①津市内において、スギ生立木5本から43本、ヒノキ生立木3本から54本の根を選定して引き抜き試験を行い、根直径と引き抜き抵抗力、引き抜き変位との関係などから崩壊防止力推定に必要なパラメータを求めた。また、大台町内のスギ林1カ所、ヒノキ林1カ所において調整伐実施地と未実施地で各3断面の根系分布調査を行うことで根直径別の本数データを求め、根引き抜き試験で得たパラメータを適用して崩壊防止力を算出した(図-1)。
- ②県内3カ所の試験地において、土砂受け箱内に入った土砂を2カ月おきに調査することで土砂流出量の観測を行った(図-4)。調整伐後の林床被覆率上昇に伴う土砂流出量の減少傾向が持続していた(図-2)。

今後の予定

- ①引き続き、調整伐実施地と未実施地における根系分布調査を行い、根系による表層崩壊防止力のデータを収集する。収集したデータをもとに調整伐実施地と未実施地との比較により調整伐の効果を検証する。
- ②土砂流出量の観測を継続し、土砂流出抑制効果の持続期間を明らかにする。

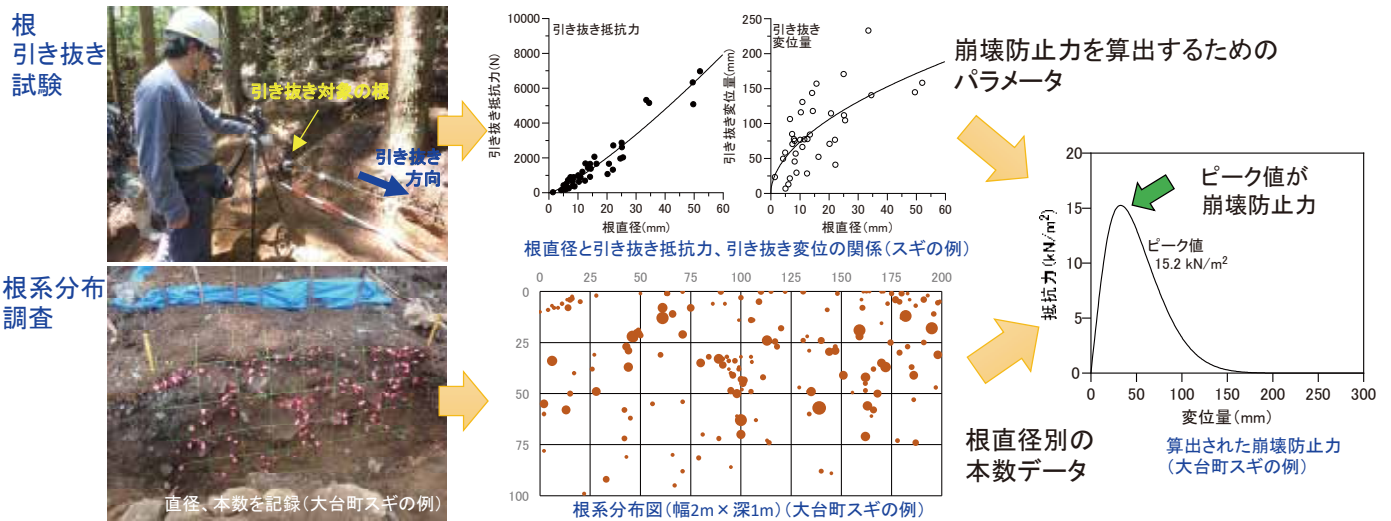


図-1. 根引き抜き試験と根系分布調査による崩壊防止力の調査

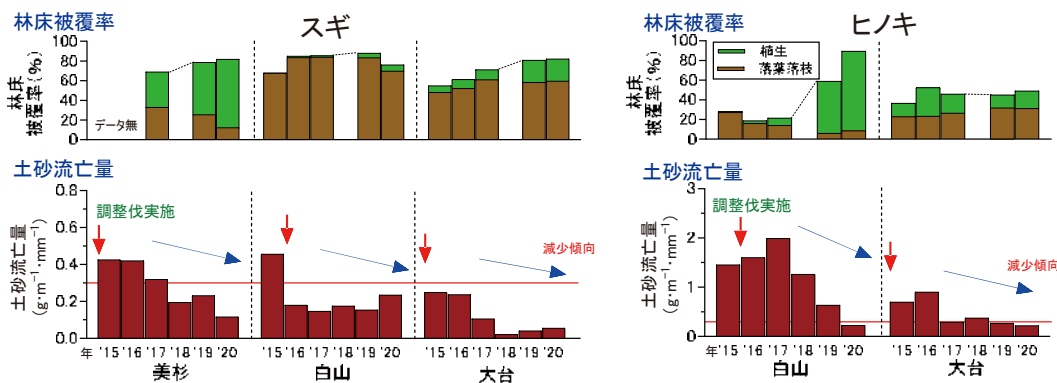


図-2. 調整伐後の林床被覆率と土砂流出量の経年変化(土砂止有)

項目2 UAVを用いた森林モニタリング調査 (R1~5)

目的

山腹部、溪岸部での調整伐による立木の肥大成長促進や健全性向上の効果を明らかにする。

方法

平成26年度より、航空レーザ測量データを用いて調整伐前後の森林状態の変化を広域的にモニタリングしている。UAV(ドローン)を使用することで、面積は限定されるものの低コストで即時的に森林情報を得られる可能性がある。そのため、令和元年度以降、UAVから高精度で森林情報を取得するための技術を開発し、UAVを用いて既に設定したモニタリング区域の一部や他の事業実施地において、調整伐後の森林状態を複数年追跡調査することで、調整伐の実施効果を引き続き検証する。名古屋大学との共同研究で実施する。

これまでに実施した内容

平成26年度設定モニタリング区域内(大台町)において令和元年度に設定した3カ所の空撮区域、令和元年度事業実施地3カ所において令和元年度に設定した空撮区域で空撮(機種Mavic2pro、重複率90%)を行った(図-3、4)。新たに津市内に空撮区域を追加設定して、調整伐前の空撮を行った(図-4)。同時に、各空撮区域内において、精度検証データ取得のため現地で立木の実測調査を行った。得られたデータは共同研究先の大学に提供し、空撮画像解析、森林情報解析技術の開発に取り組んだ(図-5、6)。

今後の予定

引き続き、設定した空撮区域において定期的にUAV空撮、現地実測調査を行い、得られたデータを用いて森林情報解析技術の開発を行う。UAV画像から解析された森林資源情報から調整伐実施効果を検証する。



図-3. H26設定モニタリング区域内に設定した空撮区域と概要

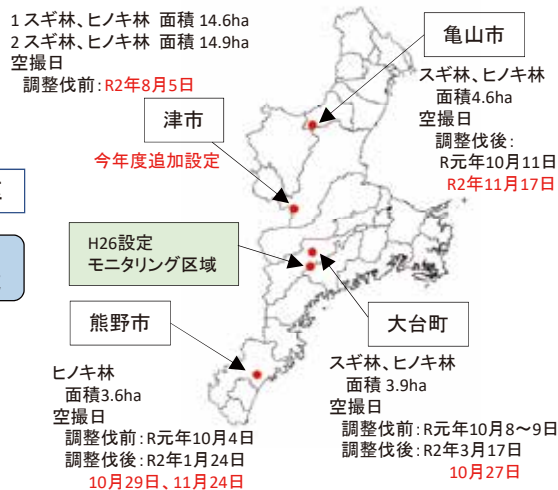


図-4. 空撮区域の位置と概要

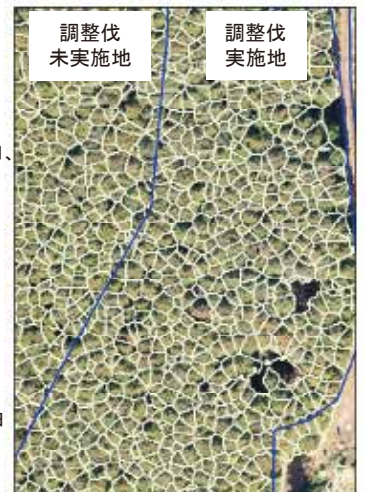


図-5. 解析事例(大台町ヒノキ)

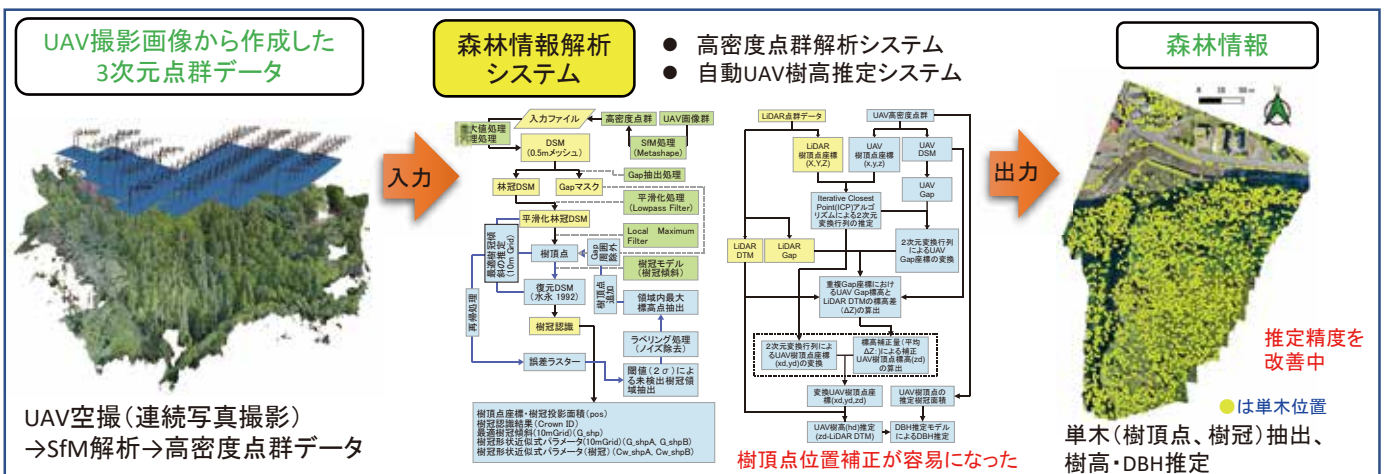


図-6. 開発中のUAVによる森林情報解析技術

項目3 整備森林における危険木発生状況調査 (R1~5)

目的

渓流部で実施している危険木(倒流木)除去による流木発生抑制効果を検証する。

方法

事業により渓流部の危険木除去を行った渓流(既整備渓流)における倒流木発生の実況について多点調査を行う。また、より効果的で除去効果の持続性も高い整備手法を検討するには、倒流木の発生要因、滞留状況、形態的特性、豪雨等に伴う挙動を明らかにする必要があることから、既整備渓流、未整備渓流に固定試験地を設定して倒流木の移動、発生、消失等のモニタリングを行う。三重大学との共同研究で実施する。

これまでに実施した内容

平成26、27年度に渓流部の危険木除去を行った松阪市と大台町内15箇所の既整備流域、計9530mで渓流部の踏査を行い、倒流木の位置、サイズや腐朽度等の形態的特性、発生要因等を調査した(図-7、8)。また、令和元年度に設定した固定試験地(既整備渓流4、未整備渓流1)に加え、新たに1つの未整備渓流に、固定試験地を設定し、設定時に倒流木の位置、サイズや腐朽度等の形態的特性、発生要因等を調査した(図-9)。各固定試験地において冬季の渇水期に追跡調査を行い、倒流木の発生、消失、移動などを調査した。

今後の予定

引き続き、平成26、27年度の既整備流域を対象に渓流部の踏査を行う。これまでに設定した4つの既整備渓流、2つの未整備渓流の固定試験地において追跡調査を行い、危険木の発生、消失、移動状況を調査する。得られたデータの解析を行い、危険木除去による流木発生抑制効果を検証する。

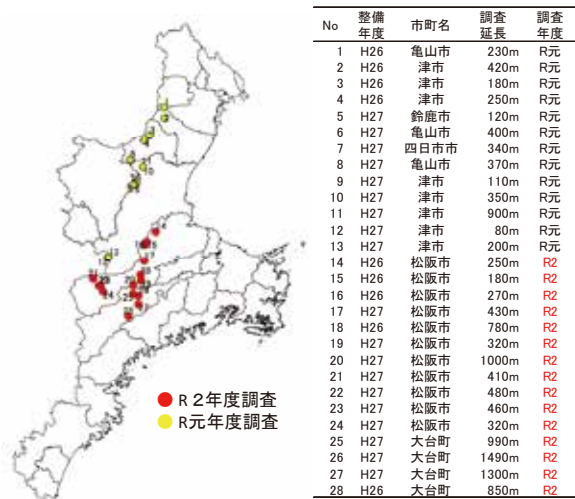
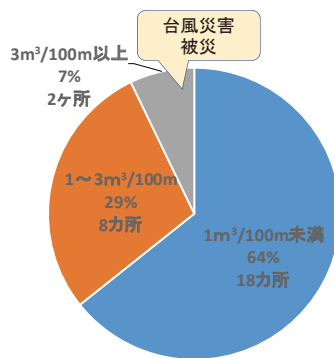


図-7. 既整備流域の多点調査位置

倒流木の材積別の箇所数割合



倒流木の発生要因

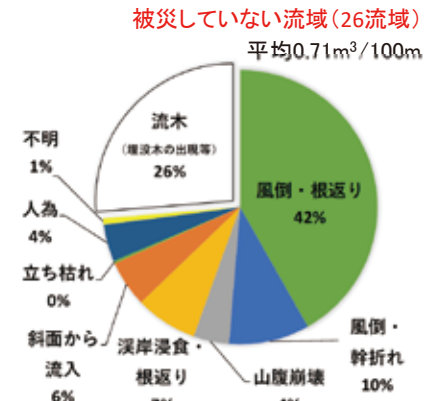
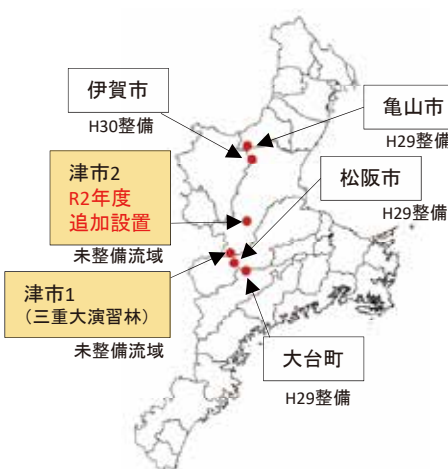


図-8. 既整備流域の多点調査における倒流木の材積、発生要因



調査市町名	調査区間延長	平均勾配	集水面積	調査開始時の倒流木量				調査開始時から令和2年度追跡調査までの倒流木挙動						
				倒木		流木		期間日数	期間雨量	最大日雨量	流下した倒流木数	所在不明倒流木数	新規発生倒流木数	
	m	°	ha	m³/100m	本/100m	m³/100m	本/100m	日	mm	mm/日	本*	本*	本*	
既整備流域	亀山市	559	4.9	108.1	0.26	5	0.19	8	526	2587	161	5	8	18
既整備流域	伊賀市	506	7.3	15.7	0.01	0	0.16	8	499	2715	109	2	0	13
既整備流域	松阪市	283	15.3	27.2	0.62	1	0.46	11	532	3060	225	5	3	6
既整備流域	大台町	673	7	53.2	0.60	1	0.05	1	519	3413	206	2	0	7
未整備流域	津市1	745	11.6	30.6	5.21	24	1.06	16	553	3351	296	2	0	17
未整備流域	津市2	368	10	18.3	2.68	40	0.59	23	166	647	108	0	0	4

図-9. 固定試験地の位置と概要

*1: 調査区延長間当たりの本数

(2) 森林情報基盤整備事業

対象市町	航空レーザ測量 実施面積	解析作業面積	備考
大台町	-	17,583ha	令和元年度測量分
尾鷲市・紀北町	-	10,577ha	令和元年度測量分
鈴鹿市・亀山市	13,742ha	13,742ha	
度会町	13,463ha	13,463ha	
合計	27,205ha	55,365ha	6市町

(3) 森を育む人づくり推進事業

① 森を育む人づくりサポート体制整備事業

○ 導者養成講座実績

開催日	講座名	開催場所	募集 人数	受講 人数
地域講座				
令和2年7月11日(土)	【四日市地域】 森林環境教育指導者養成講座 (アクティブラーニング)	三重県四日市庁舎 (四日市市)	15名	20名
令和2年8月29日(土)	【伊賀地域】 木育指導者初級研修	三重県上野森林公園 (伊賀市)	10名	10名
令和2年11月 7日(土)、29日(日)	【尾鷲・熊野地域】 森林環境教育指導者養成講座 (技術編)	紀南ツアーデザイン センター、松本峠付 近(熊野市)	10名	6名
令和2年12月19日 (土)	【尾鷲・熊野地域】 クップ普及指導員養成講習会	三重県立熊野古道セ ンター(尾鷲市)	20名	10名
令和2年12月12日 (土) 令和3年3月13日(土)	【伊勢志摩地域】 森林環境教育指導者養成講座 (田丸城跡の森のスペシャ リストになろう!秋編・春編)	玉城町立田丸保育 所、田丸城跡(玉城 町)	各20 名	秋編 20名 春編 20名
令和3年2月 23日(火・祝)	【津地域】 森林環境教育指導者養成講座 (知識編)	三重県林業研究所 (津市)	12名	18名
森のせんせいスキルアップ講座				
令和2年9月 12日(土)、13日(日)	幼児を対象としたインタープ リテーション	天満荘(尾鷲市)	20名	10名
令和2年9月19日(土)	木育指導者中級研修	三重県生涯学習セン ター(津市)	15名	15名
令和2年11月 7日(土)、8日(日)	LEAF ローカルインストラクタ ー研修	松阪市森林公園 (松阪市)	10名	7名

○ 学校教職員森林環境教育講座実績

開催日	講座名	開催場所	定員	受講 人数
令和2年10月30日(金)	学校教職員森林環境教育研修	三重県総合博物館	20名	6名

○ 森の学校実績

開催日	開催場所	内容	参加人数
令和2年7月23日(木・祝)	オンライン (Zoom)	竹で水てっぽうを作ろう	4名
令和2年8月1日(土)	イオンモール東員 (東員町)	組子のコースターづくり	31名
		貝がらちょうちょのブローチづくり	21名
令和2年8月8日(土)	三重県総合博物館 (津市)	ミュージアムフィールドの自然観察会	15名
		木や葉を使った工作	11名
		小鳥のさえずりができる木の笛づくり	18名
令和2年8月9日(日)	三重県総合博物館 (津市)	ミュージアムフィールドの自然観察会、昆虫観察	17名
		貝殻と木の実を使ったフォトフレーム	33名
		木のスプーンづくり	17名
令和2年8月10日(月・祝)	三重県総合博物館 (津市)	ミュージアムフィールドの自然観察会、昆虫観察	27名
		木のコースター、メダルづくり	26名
令和2年8月30日(日)	イオンタウン伊勢ララパーク (伊勢市)	組子のコースターづくり	44名
令和2年9月5日(土)	イオンタウン伊勢ララパーク (伊勢市)	県産材の小物入れ	30名
令和2年10月3日(土)	イオンモール明和 (明和町)	クップづくり	31名
令和2年10月4日(日)	イオンモール明和 (明和町)	メッセージユニット作り	55名
令和2年11月14日(土)	オンライン (Zoom)	三重県産の木でマイ箸づくり	10名
令和2年12月13日(日)	四日市市三浜文化会館 (四日市市)	木のスプーンづくり	31名
令和3年1月16日(土)	キャンプ inn 海山 (紀北町)	炬火受皿組み立てと植樹	14名
令和3年1月24日(日)	かぶとの森テラス (亀山市)	炬火受皿組み立てと火おこし体験	33名
令和3年2月20日(土)	四日市市塩浜児童館 (四日市市)	森のたからばこ作り	26名
令和3年3月6日(土)	三重県立みえこどもの城 (松阪市)	自然観察会	34名
		県産スギのイスを作ろう	16名



森の学校 in MieMu
ミュージアムフィールドの
自然観察会、昆虫観察の様子



出前事業
津市立西郊中学校における
森林・林業の話の様子

○ 出前授業実績

実施日	学校名	内容
令和2年6月17日(水)	四日市市立内部東小学校	森と樹木の話、学校林散策体験
令和2年6月25日(木)	四日市市立中央小学校	校庭の樹木観察、森と樹木の話
令和2年7月3日(金)	津市立西郊中学校	森林・林業の話、箸づくり
令和2年8月26日(水)	津市立村主小学校	森林・林業、木材の話、箸づくり
令和2年9月7日(月)	津市立橋北中学校	森林・林業、建築の話、 間伐材のミニ机づくり
令和2年10月15日(木)	伊勢市立上野小学校	森林・林業の話、木工作
令和2年11月10日(火)	伊勢市立佐八小学校	樹木観察、葉っぱ工作
令和2年11月12日(木)	多気町立外城田小学校	水源林の話、木工作
令和2年11月25日(水)	南伊勢町立南勢小学校	森林と木の話、木工作
令和2年11月26日(木)	津市立大里小学校	森林・林業の話、箸づくり
令和2年11月30日(月)	多気町立佐奈小学校	森林・林業の話、箸づくり
令和2年12月14日(月)	四日市市立橋北中学校	校庭の樹木観察、樹名板づくり
令和3年1月19日(火)	桑名市立修徳小学校	森林・林業の話、ペーパースタンドづくり
令和3年2月4日(木)	鈴鹿市立庄内小学校	森林・林業の話、箸づくり
令和3年2月19日(金)	三重大学教育学部附属 小学校	森林・林業の話、木工作
令和3年2月24日(水)	三重大学教育学部附属 小学校	木材・木材利用の話

○ 森林教育活動コーディネーター実績

実施日	学校名	内容
令和2年11月4日(水)	玉城町立下外城田小学校	箸づくり
令和2年11月9日(月)	玉城町立外城田小学校	クップ体験
令和2年11月9日(月)	玉城町立有田小学校	コースターづくり
令和2年11月 11日(水)、17日(火)	名張市立幼稚園・保育園 (6園)	森林や木の話
令和2年11月18日(水)	伊勢市立上野小学校	森林・林業の話、スギのイスづくり
令和2年11月26日(木)	伊勢市立宮山小学校	森林・林業の話、ヒノキの小箱づくり
令和3年1月26日(火)	桑名市立光風小学校	森林の話、木工作

○ ミエトイ・キャラバン実績

開催日	開催場所	参加人数
令和2年8月29日(土)	イオンタウン伊勢ララパーク(伊勢市)	数十名
令和2年9月5日(土)	イオンタウン伊勢ララパーク(伊勢市)	数十名
令和2年9月29日(火)	三重県林業研究所(津市)	74名
令和2年10月3日(土)	イオンモール明和(明和町)	約100名
令和2年10月4日(日)	イオンモール明和(明和町)	約100名
令和2年11月16日(月)	三重県林業研究所(津市)	18名

② 森林環境教育・木育拠点整備事業

主に未就学児とその保護者に、木にふれ、木の良さを感じてもらうため、令和元年度の設計業務に基づき、菰野町にある三重県民の森の自然学習展示館の一部を改修し、室内の木質化や常設型の木製遊具の設置等を行いました。

○ 令和2年度の改修工事の概要

工事名	三重県民の森自然学習展示館改修工事(1)		
工期	令和2年8月11日から令和3年1月7日(150日間)		
請負金額	41,509,600円(内税 3,773,600円)		
概要	内部改修工事(手加工による大型木製遊具を含む)及びそれに係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事一式		
床の木質化	222.8(m ²)	使用県産材量	11.7(m ³)
導入した主な物品	ボールプール(もりぼーる)用の木の玉(1式)、 ボールプール用の木枠(1基)、木製玩具(1式)、 木製かるた(4セット)、木製積み木(7セット)、絵本(15冊)、 標本箱(13器)、木製テーブル(3台)、木製イス(12脚)、小型物置(2基)		

③ 森林とふれあう自然公園環境整備事業

自然公園名	自然公園施設名	実施場所	実施日	参加人数	内容
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和2年10月4日	16名	自然観察ツアー(菅島ハイキング)と魚釣り教室
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道及び園地	志摩市	令和2年11月15日	14名	自然観察ツアー(御座金毘羅山ハイキング)と英虞湾遊覧
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道及び園地	南伊勢町	令和2年11月29日	11名	自然観察ツアー(五カ所湾ハイキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	鳥羽市	令和2年12月5日	9名	自然観察ツアー(菅島ハイキング)と海女さんふれあい体験
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道及び園地	伊勢市	令和3年1月17日	14名	自然観察ツアー(朝熊山登山)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	伊勢市	令和3年2月11日	11名	自然観察ツアー(二見浦ハイキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道及び園地	南伊勢町	令和3年2月28日	19名	自然観察ツアー(五カ所湾ハイキング)
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道及び園地	志摩市	令和3年3月7日	16名	自然観察ツアー(横山ハイキング)
吉野熊野国立公園	大杉谷登山歩道	大台町	令和2年9月12、13日	9名	自然観察ツアー(トレッキング)とボランティア整備(歩道整備)
			令和2年9月26、27日	12名	自然観察ツアー(トレッキング)とボランティア整備(歩道整備、ゴミ拾い)
自然公園外	三重県民の森	菰野町	令和2年8月23日	20名	森林教育イベント「親子で大工体験」(木製スロープ作成)
自然公園外	上野森林公園	伊賀市	令和2年9月20日	25名	森林教育イベント「親子で大工体験」(ウッドデッキ作成)

(4) 生物多様性推進事業

○ 生物多様性保全活動団体状況調査結果

市町	アンケート 実施団体数	ホームページ 掲載団体数	ホームページ掲載団体名
いなべ市	6	1	一般社団法人日本森の十字社
桑名市	6	1	特定非営利活動法人多度自然育成の会
東員町	1		
四日市市	22	12	竹谷川の蛍と桜を守る会、内部地区社会福祉協議会、特定非営利活動法人さくら三川クラブ、なたね通信、四日市大学自然環境教育研究会、内部ホテルの里を育てる会、よっかいち環境クラブ、一般社団法人四日市大学エネルギー環境教育研究会、一般社団法人ネクストステップ研究会、山一里地・里山クラブ、天然稲わら納豆を守る会、特定非営利活動法人P P K四日市
川越町	1	1	高松干潟を守ろう会
菰野町	6	1	特定非営利活動法人 NPO ちょっと自然
鈴鹿市	4		
亀山市	13	1	魚と子どものネットワーク
津市	10	4	太陽と風の道づくり in 太郎生、ホットな阿漕浦ネットワーク、白塚の浜を愛する会、新雲出川物語推進委員会
松阪市	7	3	三重自然誌の会、N P O 法人流域環境ネットワーク、育樹会
多気町	1	1	勢和みどり生き物の会
明和町	1	1	特定非営利活動法人菟川環境美化推進協議会
大台町	4	2	特定非営利活動法人大杉谷自然学校、大角山山桜保存会
伊勢市	4		
鳥羽市	3	2	伊勢のウシモツゴを守る会、三重動物学会
志摩市	1		
玉城町	1	1	日本野鳥の会三重
度会町	5		
大紀町	1		
伊賀市	6	1	しまがはら竹灯り実行委員会
名張市	1		
尾鷲市	2		
熊野市	1		
御浜町	2	1	あつまろらい
計	109	33	

(5) みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業

○ 協議会の開催実績

回数	開催日	開催場所	参加人数	内容
第1回	令和2年10月7日(水)	三重県林業研究所 及びオンライン	13名	事業の概要説明、感染症対策 について等
第2回	令和2年12月9日(水)	オンライン	9名	第1、2回モニター実施結果の 報告及び改善点等の検討
第3回	令和3年2月9日(火)	オンライン	8名	第3回モニター実施結果の報 告及び改善点等の検討
第4回	令和3年3月9日(火)	オンライン	7名	第5、6回モニター実施結果報 告及び改善点等の検討

○ 自然環境キャンプ（モニター実施）の開催実績

回数	日程	開催場所	申込人数	参加人数
第1回	令和2年10月17日(土)、18日(日)、 24日(土)、25日(日)	三重県上野森林公園 (伊賀市)	37名	10名
第2回	令和2年10月17日(土)、24日(日)、 31日(土)、11月1日(日)	三重県民の森 (菟野町)	35名	10名
第3回	令和3年1月16日(土)、23日(土)、 30日(土)、31日(日)	三重県民の森 (菟野町)	24名	10名
第4回	令和3年1月23日(土)、24日(日)、 30日(土)、31日(日)	三重県上野森林公園 (伊賀市)	19名	中止
第5回	令和3年2月13日(土)、14日(日)、 21日(日)、28日(日)	赤目四十八滝キャン プ場(名張市)	25名	10名
第6回	令和3年2月13日(土)、20日(土)、 27日(土)、28日(日)	三重県民の森 (菟野町)	28名	10名



森で薪あつめ

森の中から火を燃やす材料となる木の枝や
落ち葉を集める様子



竹の食器づくり

竹でご飯を炊く入れ物と汁物を煮る入れ物
を作成している様子

2-2 市町交付金事業

(1) みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業

○ 流域防災機能強化対策事業及び森林再生力強化対策事業実績

市 町	流域防災機能強化対策事業	森林再生力強化対策事業 (獣害防止施設等整備)
	森林整備面積	獣害防止施設設置延長
津市	58.60ha	4,817m
松阪市	4.00ha	5,332m
多気町	5.79ha	
大台町	78.84ha	4,411m
度会町	16.70ha	
大紀町	9.10ha	1,272m
志摩市	8.05ha	
伊賀市	25.15ha	
名張市	19.65ha	
尾鷲市	7.30ha	845m
紀北町	7.26ha	3,773m
熊野市	18.18ha	2,687m
紀宝町	12.85ha	
計	271.47ha	23,137m

(2) みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）事業

○ 災害からライフラインを守る事前伐採事業実績

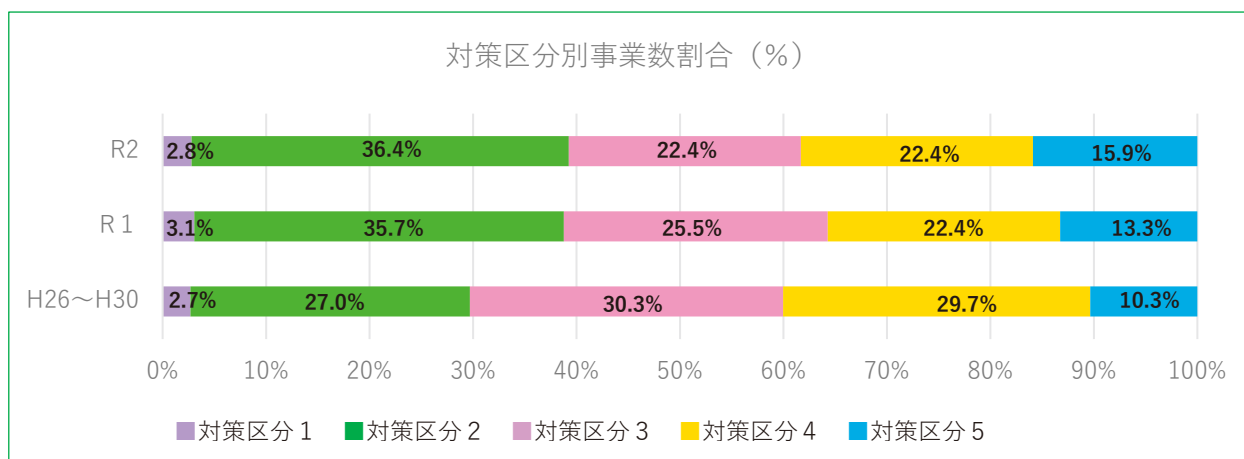
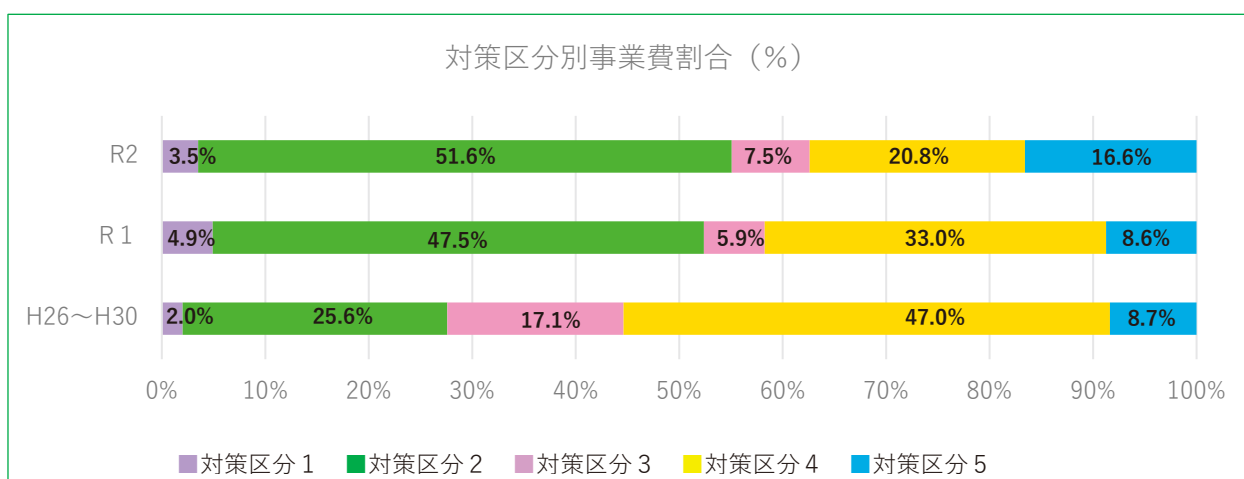
市 町	伐採本数（本）	備 考
四日市市	39 本	R3. 2.17 三者協定締結
菰野町	16 本	R2.10. 8 三者協定締結
津市	44 本	R2.11.20 三者協定締結
松阪市	447 本	R2. 7.22 三者協定締結
大台町	1,123 本	R2. 4.14 三者協定締結
名張市	616 本	R2. 8.17 三者協定締結
計	2,285 本	

(3) みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業

○ 対策区分別事業費及び事業数

対策区分	対策内容	活用額（円）			事業数（事業）		
		H26～H30	R 1	R2	H26～H30	R 1	R2
1	土砂や流木を出さない森林づくり	49,866,157	17,001,600	9,977,537	14	3	3
2	暮らしに身近な森林づくり	635,878,895	164,386,151	146,755,195	141	35	39
3	森を育む人づくり	423,275,715	20,339,323	21,463,756	158	25	24
4	森と人をつなぐ学びの場づくり	1,168,678,649	114,201,787	59,197,482	155	22	24
5	地域の身近な水や緑の環境づくり	207,975,329	30,293,430	47,207,723	54	13	17
合計		2,485,674,745	346,222,291	284,601,693	522	98	107

※活用額には基金活用分も含めます。



○ 市町別事業実績

【四日市市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
2	常盤中学校学校林整備事業 (危険木除去)	市が実施する学校林における危険木の伐採等	1,109,900	
2	里山・竹林環境保全支援事業	活動団体による里山や竹林の整備に対する支援	892,000	
2	危険木等除去支援事業	自治会等が実施する通学路沿いの危険木の伐採等に対する支援	420,400	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木等によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	764,775	
4	認定こども園備品整備事業	市が実施する、認定こども園への木製備品(机・イス)の導入	6,988,300	
4	少年自然の家管理運営事業	市が実施する、少年自然の家への木製備品(机・椅子等)の導入	4,499,000	
4	市民活動センター運営事業	市が実施する市民活動センターへの木質床パネルの導入	943,800	
	基金積立		7,382,825	
計			23,001,000	-



里山・竹林環境保全支援事業
自治会等により整備されたフィールドにおける
雅楽の演奏会の様子



少年自然の家管理運営事業
導入した木製机・椅子を活用して
子どもたちが森林教育を受けている様子

【桑名市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
2	里山再生・竹林整備推進事業	活動団体による竹林整備に対する支援	4,500,000	
5	播磨2号緑地里山整備事業	団体が実施する森林公園内の散策路整備等	430,000	
	基金積立		8,703,000	
計			13,633,000	-



里山再生・竹林整備推進事業
活動団体による竹林整備の様子



播磨2号緑地里山整備事業
整備された緑地におけるのぼりの設置状況

【鈴鹿市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	暮らしを守る森林保全事業	市が実施する、海岸林等の病虫害被害木の伐採と樹幹注入	1,250,700	
3	森林環境教育支援事業	市民団体が行う、研修や緑化活動に対する支援	253,000	
3	森と緑の生涯学習講座	市が公民館で実施する、「森と緑の生涯学習講座」の開催	939,200	
4	図書館木製備品購入及び森林環境啓発事業	市が実施する、図書館への木製備品(机・椅子)の導入と啓発活動	4,176,522	
4	公立保育所及び公立幼稚園木製備品設置事業	市が実施する、保育所や幼稚園への木製備品(棚、下駄箱)の導入	7,009,578	
5	ふるさとの木(名木古木)保存活用事業補助事業	地域団体等が行う天然記念物等の樹木の診断と治療等に対する支援	720,000	
5	緑と人を育む長太の大楠再生プロジェクト	市が実施する、地域のシンボルツリーである長太の大楠の診断と治療等	1,254,000	
	基金積立		1,310,000	
計			16,913,000	-



森と緑の生涯学習講座
公民館で子どもたちが
ミニ椅子づくりをしている様子



ふるさとの木(名木古木)保存活用事業補助事業
松の枯枝除去作業の様子

【亀山市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	集落周辺の森林整備事業（危険木等伐採）	市が実施する公共施設周辺や道路沿いの危険木の伐採等	7,687,000	
3	森と木材のふれあい事業（森の講座）	市が実施する「森の講座」と「木育教室」の開催	498,300	
3	森と木材のふれあい事業（森林づくり協議会）	協議会が実施する山の日のイベント等の開催	1,000,000	
4	森と木材のふれあい事業（木とふれあう）	市が実施する幼稚園や保育園等への木製遊具の導入	1,271,050	
4	森林環境教育・木育が行える場の整備	市が実施する、森林公園やまびこの休憩施設設置及び八橋のリニューアル	685,650	
計			11,142,000	-



森と木材のふれあい事業（森の講座）
チェーンソーのメンテナンスの講義の様子



森と木材のふれあい事業（木とふれあう）
自分たちで組み立てた遊具で遊ぶ園児

【いなべ市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	危険木の除去事業	自治会が実施する人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等への支援	3,298,790	
2	危険木の除去事業（主要道路）	市が実施する、主要道路沿いの危険木の除去	6,000,000	
3	中学校卒業記念品配布事業	市が実施する、市産材で作成した記念品（箸）の中学卒業生への配布	871,750	
3	森林環境教育支援事業	市が小学校等で実施する森林環境教育活動	191,869	
	基金積立		536,591	
計			10,899,000	-



危険木の除去事業
自治会による危険木伐採の様子



森林環境教育支援事業
小学5年生を対象とした森林教育の様子

【木曾岬町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
	基金積立		15,349,000	
計			15,349,000	-

【東員町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	危険木伐採等業務	町が実施する、人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等	1,462,000	
	基金積立		5,000,000	
計			6,462,000	-



地元説明会で里山整備の必要性について説明している様子



危険木が除去された様子

危険木伐倒等業務

【菰野町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	病虫害被害木伐採搬出事業	土地所有者等が実施する病虫害による被害木の伐採等への支援	746,000	
2	危険樹木事前伐採事業(災害からライフラインを守る事前伐採事業)	町が実施する、倒木等によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	289,645	
5	菰野富士ふるさとの山環境整備事業	町が実施する森林散策用のバリアフリー木道の整備	7,733,355	4,447,268
計			8,769,000	4,447,268



危険樹木事前伐採事業
(災害からライフラインを守る事前伐採事業)
伐採後の様子



菰野富士ふるさとの山環境整備事業
バリアフリー木道の整備状況

【朝日町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
3	森林環境教育事業(あさひ竹プロジェクト)	町が実施する、竹を活用したイベントやワークショップの開催	2,381,000	
4	森と緑とふれあう環境づくり事業(幼保一体化施設)	町が実施する、子育て施設(あさひ園)の芝生の維持管理	1,200,000	
4	森と緑を大切に思う人づくり事業	町が実施する、子育て施設(あさひ園)への木製遊具の導入	40,000	
	基金積立		2,000,000	
計			5,621,000	-



森林環境教育事業(あさひ竹プロジェクト)
ワークショップで参加者が作成した竹あかりによるライトアップの様子



森と緑を大切に思う人づくり事業
導入された木製遊具で遊ぶ園児の様子

【川越町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
4	総合センター机・椅子等整備事業	町が実施する、総合センターへの木製備品(机・椅子等)や木製玩具の導入	5,253,000	
4	総合体育館荷物置き棚及び案内掲示板整備事業	町が実施する、体育館への木製備品(棚、案内掲示板)の導入	224,000	
4	中央公民館木製司会台等整備事業	町が実施する、中央公民館への木製備品(司会台等)の導入	346,000	
計			5,823,000	-



総合センター机・椅子等整備事業
導入した木製玩具で遊ぶ子どもの様子



総合体育館荷物置き棚及び案内掲示板整備事業
総合体育館に整備された木製備品(棚)

【津市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	津市林地残材搬出促進事業	事業者が実施する、木質バイオマス利用のための未利用間伐材の搬出に対する支援	30,420,600	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木等によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	1,000,000	
3	津市森林環境教育事業	市が実施する「森と緑の親子塾」と「里山整備体験」の開催	499,400	
3	美里水源の森「林業体験」事業	地元協議会が美里水源の森で実施する林業体験への支援	250,000	
計			32,170,000	-



災害からライフラインを守る事前伐採事業
台風等で電線を寸断する恐れのある樹木を
高所作業車を使って伐採している様子



美里水源の森「林業体験」事業
シイタケの菌打ち体験の様子

【松阪市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	里山の森林安全安心対策事業	市が実施する、集落や公共施設周辺の危険木の伐採等	14,861,500	
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木等によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	2,100,000	
3	森林環境学習事業	市が小学校で実施する、森林教育活動と学校施設の木質化	2,887,500	
4	幼稚園木育推進事業	市が実施する、幼稚園への木製備品の導入と木育絵本の読み聞かせ	2,000,000	
4	都市公園整備事業	市が実施する、都市公園内への東屋等の設置	4,000,000	
計			25,849,000	-



里山の森林安全安心対策事業
クレーン車と高所作業車を使って
公共施設周辺の危険木を除去している様子



森林環境学習事業
原木市場見学や木工体験の取組発表の様子

【多気町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
4	木とふれあう環境づくり事業	町が実施する、小学校や中学校への木製備品等の導入	4,945,600	
	基金積立		2,564,400	
計			7,510,000	-



木とふれあう環境づくり事業
学校に導入された木製棚



学校に導入された作業椅子

【明和町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	松林整備事業	町が実施する海岸沿いの松林における病虫害被害木の伐採等	1,403,600	
	基金積立		5,941,400	
計			7,345,000	-



松林整備事業

松くい虫防除のための地上散布の様子

松くい虫による被害木の伐倒駆除の様子

【大台町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	町が実施する、倒木等によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	4,500,000	
2	集落周辺等危険木伐採事業	町が実施する、集落周辺や人家裏の危険木等の伐採	4,533,000	
3	森林環境教育事業	町が高等学校で実施する、キノコ栽培等の体験学習	550,000	
5	森とのふれあい空間整備事業	町が実施する、町有地の森林整備や歩道整備及び木製ベンチの設置	3,950,000	
計			13,533,000	-



集落周辺等危険木伐採事業
危険木を伐採している様子



森林環境教育事業
高校生によるキノコの菌打ち作業の様子

【伊勢市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	森林整備事業	市が実施する、海岸沿いの松林における病害虫被害木の伐採、地上散布及び樹幹注入等	4,787,200	
4	みなと小学校家具製作事業	技術者と地元高等学校が連携して行う、小学校への木製備品の導入への支援	1,340,680	
5	みなと小学校整備事業	市が実施する、小学校の校庭の緑化	4,835,600	
	基金積立		4,186,520	
計			15,150,000	-



森林整備事業

松くい虫防除のための樹幹注入の様子



みなと小学校家具製作事業

木製備品（棚・椅子）の導入に合わせて行われた森林教育の様子

【鳥羽市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	危険木伐採事業	市が実施する、人家裏等に隣接する危険木の伐採等	7,566,900	
	基金積立		616,100	
計			8,183,000	-



実施前



実施後

危険木伐採事業

歩道わきの枯損木の様子

枯損木を除去し、安全に通行できるようになった歩道の様子

【志摩市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	災害に強い森林づくり事業	市が実施する、人家裏や道路沿いの危険木の除去	3,684,000	
2	松くい虫防除事業	市が実施する松林公園や景勝地の病虫害被害木伐採	645,000	
3	森と緑ふれあい事業	市が実施する、木工体験や森林にふれあう体験などの体験学習	1,135,000	
4	観光農園整備事業	市が実施する、公用施設への木製備品(ベンチとテーブル)の導入	1,771,000	
5	創造の森横山整備事業	市が実施する、山小屋の改修に伴う木製備品の導入	3,088,000	
計			10,323,000	-



森と緑ふれあい事業

LEAF ローカルインストラクターによる
レクチャーの様子



創造の森横山整備事業

導入された木製机・椅子を使って
森林教育が行われている様子

【玉城町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
3	森林環境教育・木育事業	町が実施する、小学校での森林教育	306,900	
4	森林ふれあい創出事業	町が実施する、集合交流施設への木柵設置等	1,549,900	
4	公共施設(学び場)整備事業	町が実施する、小学校の床の木質化と児童クラブへの木製備品導入	4,224,000	
	基金積立		133,200	
計			6,214,000	-



森林環境教育・木育事業
小学校における森林教育で
年輪を数える児童の様子



公共施設（学び場）整備事業
児童クラブに導入された
木製備品（ランドセル収納棚）

【度会町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
1	流倒木撤去事業	町が実施する、河川沿いの流倒木や転倒の恐れのある立木の除去	3,245,000	
2	危険木伐採事業	町が実施する、生活道路沿いの危険木の除去	5,282,000	
3	森林環境教育推進事業	町が実施する、小学3年生を対象とした森林・林業に関する出前授業	199,000	
計			8,726,000	-



実施前



実施後

流倒木撤去事業
河川沿いの倒れそうな立木を除去した様子

【大紀町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
1	溪流倒木等処理事業	町が実施する山間部溪流沿い等の倒木や流木の除去	2,503,300	
2	生活環境林整備事業	町が実施する、人家裏や生活道路沿いの危険木の除去	5,496,700	
	基金積立		3,327,000	
計			11,327,000	-



溪流倒木等処理事業

溪流沿いに堆積した流木等を除去している様子



生活環境林整備事業

高所作業車を使用して生活道路沿いの危険木を除去している様子

【南伊勢町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	危険木除去事業	町が実施する、公共施設周辺や通学路、避難路等の危険木除去	2,731,000	
3	森林環境教育事業	町が実施する、小学校における木育教育	205,000	
5	阿曾浦公園ウッドチップ舗装整備事業	町が実施する、公園のウッドチップ舗装	8,580,000	
計			11,516,000	-



森林環境教育事業

小学校における木育教育の様子



阿曾浦公園ウッドチップ舗装整備事業

ウッドチップ舗装された公園

【名張市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	危険木伐採事業	市が実施する、公共施設周辺及び通学路沿い等の危険木の伐採	3,325,700	
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	搬出登録者が実施する、木質バイオマス利用のための未利用間伐材の搬出に対する支援	682,675	
2	人家裏危険木伐採事業	地域住民による人家裏等の危険木の伐倒に対する支援	1,500,424	781,576
2	災害からライフラインを守る事前伐採事業	市が実施する、倒木等によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採	495,000	
3	みて・さわって・森のわくわく体験事業	市が公立保育園及び幼稚園を対象に実施する、野外体験保育	373,560	
3	学校林整備事業	活動団体が実施する、学校林の整備と木育体験及び間伐体験への支援	400,000	
3	森林環境教育推進事業	学校単位の実行委員会が実施する、小学校における森林教育に対する支援	100,000	
4	県産材に親しむことができる木育推進事業	市が実施する、保育所への木製遊具の導入と、保育所や幼稚園における木育活動	847,000	
4	森と人をつなぐ憩いの空間作り事業	市が実施する、県産材を活用した授乳スペースの整備とパネル展示	1,564,200	
5	森林公園等環境活用整備事業	地域づくり組織が実施する、森林公園等の整備に対する支援	780,000	
5	桜並木保全管理事業	活動団体による桜並木保全活動に対する支援	300,000	
	基金積立		903,441	
計			11,272,000	781,576



未利用間伐材バイオマス利用推進事業
間伐未利用材の搬出の様子



学校林整備事業
整備された学校林で遊ぶ児童の様子



森林公園等環境活用整備事業
地域住民による森林公園の整備の様子



桜並木保全管理事業
ボランティアスタッフによる薬剤散布の様子

【伊賀市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	みんなの里山整備活動推進事業	自治体等が実施する、集落周辺の里山、竹林整備に対する支援	5,800,000	
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	搬出登録者が実施する、木質バイオマス利用のための未利用間伐材の搬出に対する支援	5,836,810	
3	親子ではじめる木育推進事業	市が出生児、一歳児、三歳児を対象に実施する、木製品を活用した木育活動	2,334,650	
3	伊賀の森っこ育成推進事業	実行委員会が実施する、小中学校における森林教育に対する支援	1,782,037	
3	地域の森と緑のつながり支援事業	県内の大学と連携した、地域の森林整備につながる研修	500,000	
3	森のやすらぎ空間整備事業(伊賀の木活用人材育成)	地域団体と高校生が連携して行う、地域材を活用した木製品開発への支援	700,000	
	基金積立		2,345,503	
計			19,299,000	-



みんなの里山整備活動推進事業
自治体等による里山整備の様子



伊賀の森っこ育成推進事業
小学校における木工体験の様子

【尾鷲市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	人家裏危険木伐採事業	自治会等による人家裏の危険木伐採に対する支援	1,548,000	
3	“森の国”尾鷲の自然環境人材育成事業	市が県内の大学と連携して実施する、自然環境に関する人材育成と小学校での森林学習会	1,840,000	
3	クップ普及推進事業	市が実施する、クップ競技の普及推進に合わせた森林教育	1,265,590	
4	木とふれあう学校環境づくり事業	過去に市町交付金事業で導入した学校用机・椅子のメンテナンス	191,400	
5	三木里地区憩いの場整備事業	市が実施する、自然と安全にふれあえる環境づくり	1,127,500	
5	中村山公園整備事業	市が実施する、中村山公園における森林整備	1,914,000	
	基金積立		2,357,510	
計			10,244,000	-



“森の国”尾鷲の自然環境人材育成事業
小学生を対象とした森林学習会の様子



木とふれあう学校環境づくり事業
児童が自ら使う机のメンテナンスの様子

【紀北町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
1	河川周辺森林立枯木整備事業	町が実施する、河川沿いの枯損木の伐採撤去	4,229,237	
2	危険木伐採事業	自治会等による、人家裏の危険木の伐採に対する支援	2,255,000	
2	集落周辺森林（里山）整備事業	活動団体等が行う、集落周辺等の荒廃した登山道等の整備に対する支援	169,200	
	基金積立		4,380,563	
計			11,034,000	-



危険木伐採事業
施工地に設置された県民税の標柱



集落周辺森林（里山）整備事業
活動団体による登山道の標識設置の様子

【熊野市】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
2	森林病害虫等防除実施事業	市が保安林内で実施する、松くい虫防除のための伐倒駆除とくん蒸処理等	1,054,900	
2	身近なみどり整備推進事業	住民、森林所有者等が実施する、集落周辺の危険木撤去に対する支援	107,000	
2	暮らしを守る危険木伐採事業	市が実施する、集落間を結ぶ生活道路沿いにおける倒木等の恐れのある危険木等の伐採除去	1,433,300	
5	森とふれあいの場拠点づくり事業	市が実施する、森や緑と触れ合える公園等の整備	3,520,000	
5	景勝林等保護事業	市が実施する、てんぐ巣病の桜の木の治療と、今後の活動に向けた調査	2,156,000	
	基金積立		6,162,800	
計			14,434,000	-



暮らしを守る危険木伐採事業
生活道路に倒れかかっている危険木を除去した様子

【御浜町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額 (円)	基金活用額 (円)
4	中央公民館木質化事業	町が実施する、公民館への県産材を活用した木製品の導入	3,257,802	
5	森林公園等環境整備事業	町が実施する、住民に親しまれている身近な登山道と隣接する公園の整備	1,254,000	
5	熊野古道道標等設置事業	町が実施する、熊野古道への県産材を活用した標識の設置	0	788,000
	基金積立		2,563,198	
計			7,075,000	788,000



中央公民館木質化事業
導入した移動書架



熊野古道道標等設置事業
熊野古道に設置された木製標識

【紀宝町】

対策区分	市町事業名	事業内容	交付金額(円)	基金活用額(円)
2	生活環境林整備事業	町が実施する、公共施設の周辺や生活道路沿いにおける危険木等の伐採	4,332,900	
4	飛雪の滝キャンプ場木製備品購入事業	町が実施する、キャンプ場への木製遊具と木製のテーブル・椅子等の導入	869,000	
5	クマノザクラ整備事業	活動団体が実施する、クマノザクラの植栽等への支援	330,000	
	基金積立		1,803,100	
計			7,335,000	-



生活環境林整備事業
中学校入口付近の危険木を
高所作業車を使って除去している様子



クマノザクラ整備事業
植樹祭において参加者に
植樹方法の説明をしている様子

2-3 みえ森と緑の県民税制度運営事業

(1) みえ森と緑の県民税評価委員会委員（任期：令和4年9月30日まで）

委員氏名	所属団体等	分野
石川 知明	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	学識経験者
上ノ坊 淳	三重県小中学校長会 幹事	教育
大浦 由美	和歌山大学観光学部 教授	学識経験者
新海 洋子	一般社団法人 SDGs コミュニティ 代表理事	NPO 活動
林 拙郎	三重大学名誉教授	学識経験者
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部 准教授	学識経験者
松井 寿人	三重県中小企業団体中央会 事務局長	商工
三田 泰雅	四日市大学総合政策学部 教授	学識経験者
矢田 真佐美	三重県地域婦人団体連絡協議会 副会長	消費者
吉田 正木	吉田本家山林部 代表	林業

（五十音順・敬称略）（令和3年3月末現在）

(2) 令和2年度みえ森と緑の県民税評価委員会 開催概要

第1回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和2年7月13日（月） 14時00分から16時30分まで
場所	三重県農協会館 5階 大会議室
出席委員	8名（欠席2名）
傍聴者	16名
議題	(1) 令和元年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績 (2) 令和元年度市町別総合評価についての情報交換

第2回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和2年8月27日（木） 14時00分から16時30分まで
場所	三重県教育文化会館 5階 大会議室
出席委員	6名（欠席4名）
傍聴者	10名
議題	(1) 令和元年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価

第3回みえ森と緑の県民税評価委員会

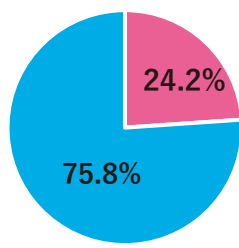
日時	令和3年2月8日（月） 14時30分から16時15分まで
場所	三重県農協会館 5階 大会議室
出席委員	10名（内、5名リモート参加）
傍聴者	8名
議題	(1) 委員長、副委員長選出 (2) みえ森と緑の県民税評価委員会への諮問 (3) 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗状況

(3) 県庁舎におけるパネル展示実績

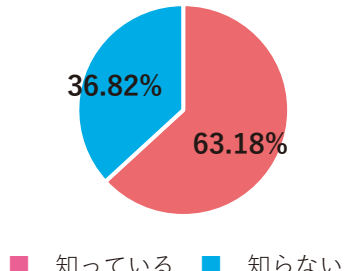
所属	期間	場所	内容
四日市農林事務所	R3.1.12~R3.1.22	四日市庁舎1階 県民ホール	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
津農林水産事務所	R3.2.15~R3.2.25	津庁舎1階 県民ホール	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
松阪農林事務所	R3.3.8~R3.3.22	松阪庁舎1階 ロビー	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
伊勢農林水産事務所	R2.10.19~R2.10.30	伊勢庁舎1階 県民ホール	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
	R2.11.2~R3.3.31	伊勢庁舎2階 ロビー	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
伊賀農林事務所	R2.8.3~R2.8.31	伊賀庁舎2階 県民ホール	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
	R3.1.15~R3.1.29	伊賀庁舎2階 県民ホール	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
尾鷲農林水産事務所	R2.8.17~R2.8.28	尾鷲庁舎1階 県民ホール	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
熊野農林事務所	R3.1.20~R3.1.29	熊野庁舎1階 県民ホール	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
みどり共生推進課	R2.12.8~R3.1.28	三重県立図書館	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査
	R3.1.12~R3.1.15	本庁舎1階 県民ホール	県民税事業PRのための パネル展示とアンケート調査

(4) みえ森と緑の県民税の認知度

○ e-モニター制度の活用

実施期間	令和2年8月6日から8月20日まで	
回答率等	40.4%（回答者385人／対象者952人）	
設問と回答	<p>「みえ森と緑の県民税」は、個人と法人の県民税均等割に上乗せして納めていただいております。税額は、個人が年額1,000円、法人は資本金額に応じた県民税均等割の10%相当額（年額2,000円～80,000円）です。あなたは、「みえ森と緑の県民税」が課税されていることをご存じですか。</p>	 <p>■ 知っている ■ 知らない</p>

○ パネル展示会場等でのアンケート調査

実施期間	令和2年8月3日から令和3年3月31日まで	
有効回答数	258人	
設問と回答	<p>あなたは「みえ森と緑の県民税」を以前から知っていましたか。</p>	 <p>■ 知っている ■ 知らない</p>

3 みえ森と緑の県民税（制度）について（答申）

答 申

森 緑 評 第 18 号
平成30年 8月24日

三重県知事 鈴木 英敬 様

みえ森と緑の県民税評価委員会
委員長 松 村 直 人



みえ森と緑の県民税条例附則第5項に規定する同条例の施行の
状況について

平成26年10月22日付け農林水第32-190号で諮問のありましたこと
のことについて、別添「みえ森と緑の県民税（制度）について」のとおり答申
します。

みえ森と緑の県民税（制度）について

平成 30 年 8 月 24 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26～28 年度には 16,744m³ の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があり、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策毎の事業実績

基本方針	対策区分	県の事業実績 (千円)	市町の事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1.災害に強い森林づくり	1.土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2.暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2.県民全体で森林を支える社会づくり	3.森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4.木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5.地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26～30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26～28年度）

(対策1：土砂や流木を出さない森林づくり)

[取組状況]

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病虫害被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23 市町で 78 事業、合計 305,759 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・ 税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・ 発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・ 特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・ 木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策 3：森を育む人づくり)

[取組状況]

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計 84,097 千円の事業を実施しました。

市町においては、25 市町で 89 事業、合計 197,045 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・ 森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・ 取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・ 学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策 4：木の薫る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・ 木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・ 木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・ 多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策 5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11 市町で 23 事業、合計 61,755 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・ 生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。

- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook「みんなを支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・使途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成 31～35 年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9 割以上の意見があったことから、2 つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成 30 年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2 つの基本方針と 5 つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を 取り入れた対策とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2 つの基本方針（基本方針 1：災害に強い森林づくり、基本方針 2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる 5 つの対策を実施します。

(1) 主な事業

① 基本方針 1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを發揮させるために必要な対策を進める。	① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の 大径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に 応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 ② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の 0 次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅 れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。 ③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。 ④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 ⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを 予防するため、獣害対策を実施する。 等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業

<p>2. 暮らしに身近な森林づくり</p>	<p>生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。</p>	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸林造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>
------------------------	--	--

② 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
<p>3. 森を育む人づくり</p>	<p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>	<p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
<p>4. 森と人をつなぐ学びの場づくり</p>	<p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>
<p>5. 地域の身近な水や緑の環境づくり</p>	<p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な水や緑の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成 31～35 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5 年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費 (事業構築支援、災害対応基金の積立、評価委員会の運営等)		2.7	
合 計		54.0	

<5 年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

① 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

② 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針 1 のうち、対策 1 を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③ 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね 5 : 5 とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づく

り」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

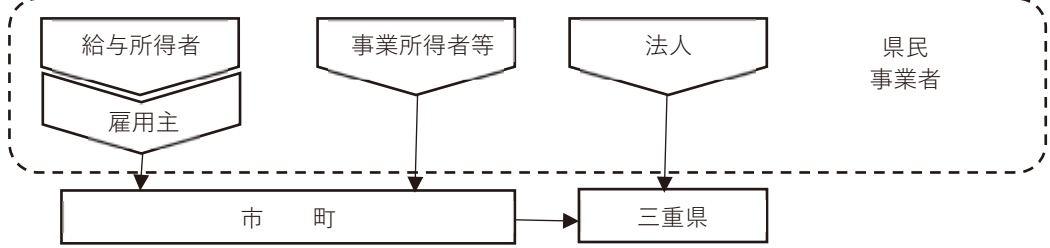
基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税													
納税義務者	<p>【個人】＜納税義務者数約90万人＞ 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p>													
	<p>【法人】＜約3万5千法人＞ 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>													
税率 (年額)	【個人】1,000円													
	<p>【法人】現行の均等割額の10%相当額（2,000～80,000円） （現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（資本金等の額の区分）</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分（資本金等の額の区分）	税率（年額）	1千万円以下	2,000円	1千万円超～1億円以下	5,000円	1億円超～10億円以下	13,000円	10億円超～50億円以下	54,000円	50億円超	80,000円
	区分（資本金等の額の区分）	税率（年額）												
1千万円以下	2,000円													
1千万円超～1億円以下	5,000円													
1億円超～10億円以下	13,000円													
10億円超～50億円以下	54,000円													
50億円超	80,000円													
<p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>														
税収規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9億0千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1億8千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10億8千万円</td> </tr> </tbody> </table>			平年度	個人	9億0千万円	法人	1億8千万円	計	10億8千万円				
	平年度													
個人	9億0千万円													
法人	1億8千万円													
計	10億8千万円													

徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p> 
導入時期	平成26年4月1日より導入
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。※詳細は、前述のとおり
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。※詳細は、後述のとおり
見直し期間	施行後おおむね5年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や使途の周知

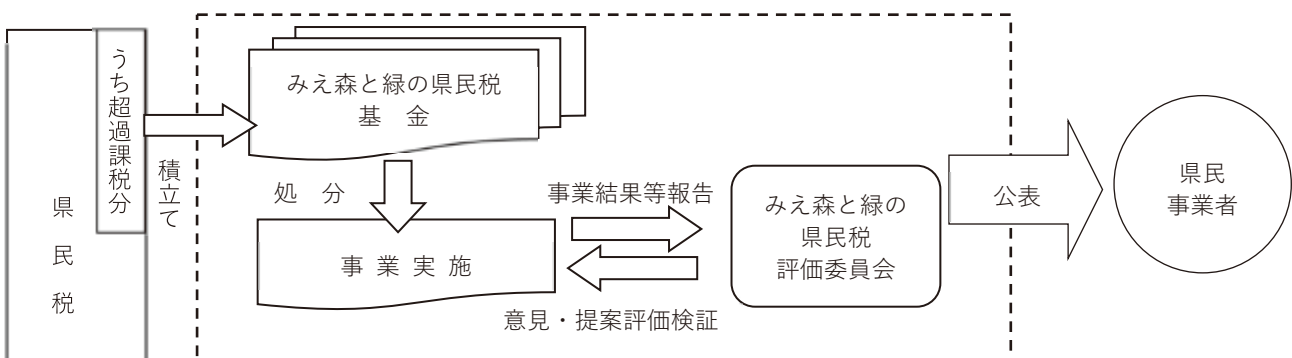
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

みえ森と緑の県民税評価委員会の評価

みえ森と緑の県民税を活用して実施した「みえ森と緑の県民税基金事業」は、第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しをしています。

○ 4つの評価視点と評価ポイント

視 点	評価のポイント
有効性	2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで有効な取組であるか。 (事業計画、事業内容、事業効果、森林を支える社会づくりへの貢献度)
効率性	事業実施に要した経費は、コストをかけ過ぎることなく、効率的に執行されたか。 (実施方法、公平性、透明性)
公益性	事情実施により、幅広い県民が受益を受けることができたか。また、多くの県民に受益があるような工夫がされているか。 (受益対象、多様性・発展性、実施後の管理体制、支援の必要性)
情報発信度	みえ森と緑の県民税の事業成果や事業効果についての周知活動を通じて、「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」について県民の理解が深められたか。 (情報発信の手段・対象・方法・内容)

○ 評価委員の評価と内容

内 容	評価
取組が特に優れている	4
取組が妥当である	3
取組は妥当であるがさらに工夫が必要である	2
現状の取組に改善が必要である	1

○ 評価委員会の評価と内容

平均値による評価基準		内 容
$3.5 \leq X \leq 4.0$	A	取組が特に優れている
$2.9 \leq X < 3.5$	B	取組が妥当である
$1.9 \leq X < 2.9$	C	取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
$1.0 \leq X < 1.9$	D	現状の取組に改善が必要である

評価判定の集計方法

1. 10名の評価委員の評価（点数）を合計し、平均値を取ります。
2. 平均値（右上表）により、判定（A～D）を決定します。

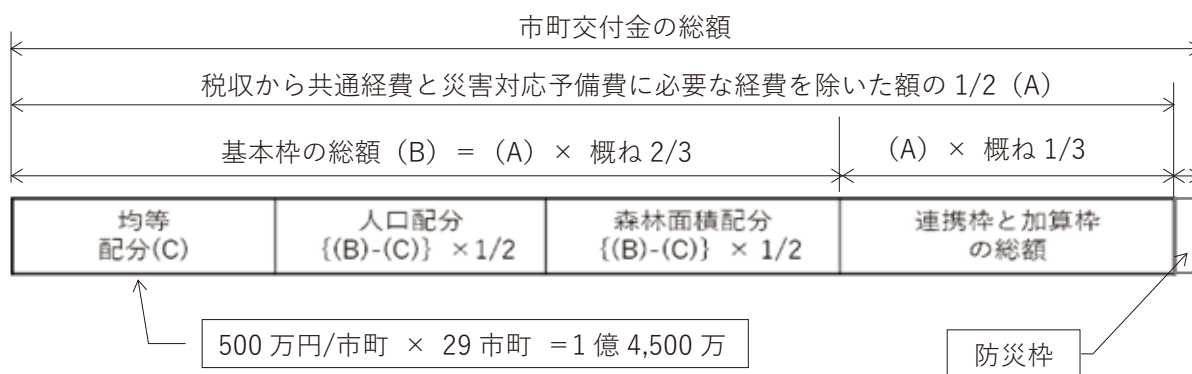
4 みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

令和2年4月

みえ森と緑の県民税基金事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税込から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）



2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）な市町に対し、市町からの事業申請に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね2：1の割合とします。

また、令和2年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業申請に応じて配分します。
防災枠	防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの事業申請に応じて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分します。この時の配分割合は人口：森林面積=1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該各市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該各市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該各市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則	
【原則1】	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則2】	新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
【原則3】	直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

〔参考資料〕基本枠の算出根拠（人口及び森林面積）

市町名	人口(人)	民有林面積(ha)
津市	277,797	40,820
四日市市	310,366	2,557
伊勢市	125,934	10,956
松阪市	161,703	41,300
桑名市	140,051	2,934
鈴鹿市	196,557	3,408
名張市	77,493	6,835
尾鷲市	17,237	14,934
亀山市	50,146	11,681
鳥羽市	18,621	7,483
熊野市	16,777	29,622
いなべ市	45,488	11,739
志摩市	48,696	9,110
伊賀市	88,854	32,599
木曾岬町	6,287	0
東員町	25,370	177
菰野町	40,546	5,273
朝日町	10,844	63
川越町	14,810	0
多気町	14,611	5,915
明和町	22,588	310
大台町	9,255	27,940
玉城町	15,333	1,259
度会町	8,126	11,411
大紀町	8,450	20,408
南伊勢町	12,061	20,367
紀北町	15,566	18,009
御浜町	8,424	5,598
紀宝町	10,895	6,027
合計	1,798,886	348,735

※1. 人口は、平成30年度刊三重県勢要覧に記載の市町別人口（固定）

※2. 民有林面積は、平成30年4月1日現在で最新の地域森林計画（北伊勢・南伊勢・伊賀・尾鷲熊野）に記載の民有林面積（固定）

5 みえ森と緑の県民税関連条例

(1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第十号

(趣旨)

- 第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。
- 2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 第二条の規定は、平成二十六年年度以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

- 3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

- 4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

(3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例(平成二十五年三重県条例第九号)第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業(次条第一号及び第二号において「基金事業」という。)の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



表紙の写真：第8回みえの森フォトコンテスト

【表】小学生以下の部 最優秀賞 川瀬 凜子「タコの吸盤」

【裏】中学生以上の部 最優秀賞 森下 暁斗「荷坂峠に生ける森」



【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課

〒514-8570 三重県津市広明町 13

電話：059-224-2513

FAX：059-224-2070

E-mail：midori@pref.mie.lg.jp

令和4年1月発行